

令和５年度 指定管理業務の評価結果【目次】

施設名	ページ数
アイランドハウスいえしま荘	1
楽寿園	4
市民会館	6
飾磨、広畑、網干市民センター	8
西、東、灘市民センター	1 1
高岡、勝原、北部市民センター	1 4
城乾、中央、大的市民センター	1 7
花の北市民広場	2 0
網干環境楽習センター	2 2
網干健康増進センター	2 5
仁色ふるさと農園	2 7
南恒屋ふれあい農園	2 9
夢さき夢のさと	3 1
はやしだ交流センター	3 3
林田チャレンジ農園	3 5
石倉峯相の里	3 7
農村公園荒木の郷	3 9
農村公園竹取の郷	4 1
グリーンステーション鹿ヶ壺	4 3
遊漁センター	4 6
すこやかセンター	4 8
休日・夜間急病センター	5 1
ぼうぜ医院	5 3
障害者施設（７施設）	5 5
夢前福祉センター	5 9
ふれあいの郷養護老人ホーム	6 1
宿泊型児童館	6 3
広畑児童センター	6 5
網干児童センター	6 7
安室児童センター	6 9
飾磨、東、面白山児童センター	7 1

施設名	ページ数
東光、北、灘児童センター	7 3
書写山観光施設	7 5
文化コンベンションセンター及びキャスティ 2 1 公園	7 7
姫路キャスパホール	8 0
姫路市民プラザ	8 2
姫路城西御屋敷跡庭園好古園	8 4
体育施設（1 2 施設）	8 6
田寺、網干、広畑テニスコート	8 9
飾磨体育館	9 1
夢前、香寺総合公園、安富スポーツセンター	9 3
香寺温水プール	9 6
家島 B & G 海洋センター外 3 施設	9 8
手柄山温室植物園	1 0 1
姫路みなとドーム	1 0 3
勤労市民会館	1 0 5
キャスパ地下駐車場	1 0 8
大手前地下駐車場	1 1 0
自転車等駐車場（4 施設）	1 1 2
自然観察の森	1 1 5
桜山公園	1 1 7
そうめん滝キャンプ場	1 1 9
図書館分館、ホール（8 施設）	1 2 1
広畑トレーニングルーム	1 2 4

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	アイランドハウスいえしま荘
所 在 地	姫路市家島町真浦 1 5 3 3 番地 3 0
担 当 課	市民局市民生活部家島事務所
設 置 目 的	本市の観光の振興を図り、市民の健康と福祉を増進する。
主 要 施 設	1 階 ホール、厨房、配膳室、座敷コーナー、喫茶コーナー、浴室（男・女）更衣室、事務室 2 階 大広間（24 帖×2）、宿泊室（20 帖）4 室、配膳室、リネン室
開 館 時 間	・宿泊使用 ア 和室：午後 3 時 3 0 分から翌日午前 9 時 3 0 分まで （1 泊を超えて宿泊する場合の 2 日目以降：午前 9 時 3 0 分から翌日午前 9 時 3 0 分） イ 浴室：午前 6 時から午前 9 時及び午後 4 時から午後 11 時まで ・占用使用 ア 和室：午前 10 時から午後 3 時まで イ 大広間：午前 9 時から午後 9 時まで
休 館 日	・火曜日（ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日（火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）とする。） ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	有限会社 おおだて
指 定 期 間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
管理運営業務	・アイランドハウスいえしま荘条例第 3 条各号に規定する事業を行うこと。 宿泊使用：宿泊して和室及び浴室を使用すること。 占用使用：和室又は大広間を独占して使用すること。 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・いえしま荘の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、いえしま荘の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	年間 4,241,000 円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
宿泊利用	1 6 0 回	1 0 . 1 %	5 6 8 人	
占用利用 (和室)	3 回		1 5 人	
占用利用 (大広間)	2 4 回		3 7 2 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()		B
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()		B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()		A
	・環境への配慮を行っているか ()		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()		A
	・人材の育成体制は整備されているか ()		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()		A
< 実地調査日 > 令和6年2月22日 < 評価理由と指導・改善状況等 > () () については自主事業が一部実施できていないこともあり、B評価とした。			

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

・リピーターの方も複数おられ、特に料理の評価が高い。 ・また、家島を訪れたいとの意見もあり、満足度が高いことが伺える意見も複数ある。 ・概ね、高い評価を得ているものと思われる。
--

6 総合評価

- ・令和4年度はコロナ禍からの回復が見られ、令和5年度はその傾向を辿るかと思われたが、利用状況については特に宿泊者数が予想より下回る結果になった。
- ・利用者の料理に対する評価も高く満足度も高いため、リピーター層の利用が見込める。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立楽寿園
所 在 地	姫路市梅ヶ谷町１７番５０号
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における地域福祉の増進を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	１階 健康相談室、健康増進室、図書室、浴室、ロビー、食堂 ２階 大広間、多目的室、会議室、談話室、教養娯楽室
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・日曜日及び祝日 ・１２月２８日から１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和５年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと ・社会福祉法第２条第３項第４号に定める事業を行うこと ・生活相談に関すること ・健康相談に関すること ・機能回復訓練の実施に関すること ・教養講座等の実施に関すること ・レクリエーションの提供に関すること ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	２９，７００，０００円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
施設全体 (部屋ごとの 利用ではな い)	２８８回		４２，１４７人	一般登園と老人クラブ による校区登園がある。

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年5月16日、令和5年7月27日、令和5年11月7日、令和5年12月1日、 令和5年12月7日、令和6年3月18日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

1月から2月にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した結果、施設全体の評価は「満足」「どちらかといえば満足」が93%、職員の対応については「満足」「どちらかといえば満足」が96%との回答を得ており、利用者の満足度は非常に高いと評価できる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等から、利用者の満足度も高く、来館者への丁寧な対応、安全管理等を行っている判断できる。

また、教育や研修を積極的に取り入れ、職員のスキルアップ及び意識の向上に努めるとともに、会社内での自己点検評価（セルフモニタリング）も実施しており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市市民会館
所 在 地	姫路市総社本町 1 1 2 番地
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	市民の生活文化と知性教養の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与すること。
主 要 施 設	大ホール、楽屋、展示室、会議室、和室、特別教室
開 館 時 間	午前 9 時から午後 1 0 時まで
休 館 日	1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 3 日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日 （ 3 年間 ）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・会館の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・会館の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	1 5 9 , 8 6 0 , 0 0 0 円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	3 9 7 回	3 8 . 1 %	6 1 , 0 7 1 人	
楽屋	8 8 7 回	2 8 . 4 %	5 , 5 9 6 人	
展示室	2 1 7 回	2 0 . 8 %	5 , 7 4 6 人	
会議室	3 , 5 9 9 回	3 0 . 7 %	8 6 , 9 1 3 人	
和室	5 1 2 回	2 4 . 6 %	5 , 2 8 6 人	
教室	9 5 1 回	4 5 . 7 %	1 9 , 5 1 5 人	
特別教室	9 0 0 回	2 1 . 6 %	1 1 , 3 7 7 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月24日、令和5年8月24日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月21日から3月20日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の接客態度、受付対応について、「大変良い」が48%、「良い」が40%、全体的な評価については、「大変良い」が24%、「良い」が54%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で、トイレの洋式化、Wi-Fi設備の設置、設備備品の更新等を望む意見があった。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 施設の修繕を適切に実施し、施設的良好な維持管理に努めている。また、積極的に各種教養講座のPRを行うなど、市民の生活文化の向上に努めているため、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（３施設）
所 在 地	姫路市飾磨区玉地一丁目２７番地（飾磨市民センター） 姫路市広畑区正門通一丁目７番地３（広畑市民センター） 姫路市網干区垣内中町１２０番地（網干市民センター）
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室、特別教室、料理教室、音楽教室ほか
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	１２月２８日から翌年１月３日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・姫路ＮＰＯグループ共同事業体
指 定 期 間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	１００，４２６，１４４円

3 施設の利用状況

(1) 飾磨市民センター (姫路市飾磨区玉地一丁目 2 7 番地)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	5 6 9 回	5 3 . 7 %	1 8 , 4 6 4 人	
展示室	1 1 3 回	1 0 . 7 %	9 1 0 人	
会議室	3 , 3 2 2 回	6 2 . 7 %	2 5 , 6 1 4 人	
和室	5 5 3 回	1 3 . 1 %	2 , 7 7 6 人	
特別教室	9 9 回	9 . 3 %	1 , 1 4 9 人	

(2) 広畑市民センター (姫路市広畑区正門通一丁目 7 番地 3)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	4 9 4 回	4 6 . 6 %	1 3 , 8 9 5 人	
展示室	6 3 4 回	3 0 . 0 %	7 , 8 6 2 人	
会議室	2 , 1 0 9 回	4 9 . 8 %	2 9 , 2 5 9 人	
和室	9 0 2 回	2 1 . 3 %	1 3 , 8 6 9 人	
教室	6 9 2 回	3 2 . 7 %	8 , 5 7 5 人	
特別教室	1 , 4 2 5 回	2 6 . 9 %	2 2 , 6 0 2 人	

(3) 網干市民センター (姫路市網干区垣内中町 1 2 0 番地)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	4 7 1 回	4 4 . 5 %	1 9 , 6 0 7 人	
展示室	9 8 7 回	4 6 . 6 %	1 9 , 3 1 6 人	
会議室	1 , 6 2 8 回	5 1 . 2 %	1 4 , 4 3 9 人	
和室	8 0 3 回	2 5 . 3 %	5 , 5 1 6 人	
教室	1 , 1 1 2 回	5 2 . 5 %	1 1 , 8 1 5 人	
特別教室	7 2 9 回	2 3 . 0 %	9 , 2 8 2 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月13日、令和5年8月29日、 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年12月1日から令和6年1月10日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。

職員の受付対応については、「良い」が88%であり、施設の利用しやすさについては、「満足」が77%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。

一方で、施設や設備について、設備の修繕、備品の更新、駐車場不足等を指摘する意見、要望等があった。

6 総合評価

アンケート調査結果等から、施設の管理運営等はおおむね適切に実施できていると判断できる。

また、自主事業として、施設の設置目的に沿った教養講座等を開催している他、自動販売機の設置によりサービスの質の向上に努めている。これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営等は良好であると評価する。

引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（３施設）
所 在 地	姫路市飾西７２８番地５（西市民センター） 姫路市花田町加納原田８８８番地１（東市民センター） 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目５２０番地（灘市民センター）
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室、特別教室、料理教室、音楽教室ほか
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	・全ての施設 １２月２８日から翌年１月３日まで ・灘市民センター以外 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ・姫路ＣＳ共同事業体
指 定 期 間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	８５，５５５，４９２円

3 施設の利用状況

(1) 西市民センター (姫路市飾西 7 2 8 番地 5)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	3 3 8 回	3 6 . 6 %	1 3 , 1 4 2 人	
会議室	5 8 9 回	6 3 . 7 %	1 0 , 1 5 9 人	
和室	6 3 5 回	2 2 . 9 %	8 , 4 1 1 人	
教室	4 4 5 回	4 8 . 2 %	5 , 6 1 2 人	
特別教室	7 4 5 回	2 6 . 9 %	8 , 7 6 6 人	

(2) 東市民センター (姫路市花田町加納原田 8 8 8 番地 1)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	3 1 7 回	3 4 . 3 %	1 6 , 2 2 5 人	
展示室	4 6 0 回	4 9 . 8 %	1 0 , 9 7 4 人	
会議室	1 , 3 8 5 回	3 7 . 5 %	2 2 , 1 0 5 人	
和室	3 9 7 回	1 4 . 3 %	4 , 1 5 7 人	
教室	2 6 2 回	2 8 . 4 %	3 , 9 5 3 人	
特別教室	5 2 6 回	1 9 . 0 %	8 , 4 7 4 人	

(3) 灘市民センター (姫路市白浜町宇佐崎中二丁目 5 2 0 番地)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	5 1 6 回	4 8 . 6 %	2 0 , 5 2 5 人	
展示室	9 2 回	8 . 7 %	4 , 0 9 5 人	
会議室	1 , 5 6 3 回	4 9 . 1 %	2 8 , 4 7 6 人	
和室	8 6 5 回	2 7 . 1 %	8 , 4 8 7 人	
教室	6 3 5 回	2 9 . 9 %	8 , 4 9 1 人	
特別教室	5 0 7 回	1 5 . 9 %	7 , 9 4 3 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年8月22日、令和6年2月8日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年12月1日から令和6年1月10日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。

職員の受付対応については、「良い」が62%であり、施設の利用しやすさについては、「満足」が56%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。

一方、施設や設備について、Wi-Fi 設置、備品の老朽化や駐車場の不足を指摘する意見、要望等があった。

6 総合評価

アンケート調査結果等から、施設の管理運営等が適切に実施できていると判断できる。

また、自主事業として、地域間及び世代間の交流と参加者の生きがいの促進を目的としたワークショップを開催している他、自動販売機の設置によりサービスの質の向上に努めている。これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営等は良好であると評価する。

引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（３施設）
所 在 地	姫路市東今宿五丁目３番２０号（高岡市民センター） 姫路市勝原区丁７４３番地（勝原市民センター） 姫路市夢前町前之庄２１６０番地（北部市民センター）
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室ほか
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	・１２月２８日から翌年１月３日まで ・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社ビケンテクノ
指 定 期 間	令和５年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日（５年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	５４，５３６，０００円

3 施設の利用状況

(1) 高岡市民センター (姫路市東今宿五丁目 3 番 2 0 号)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	2 , 4 6 6 回	5 3 . 4 %	2 0 , 3 2 2 人	
和室	3 0 8 回	3 3 . 3 %	2 , 5 0 2 人	
教室	8 6 0 回	4 6 . 6 %	9 , 5 8 6 人	

(2) 勝原市民センター (姫路市勝原区丁 7 4 3 番地)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	1 , 2 8 4 回	3 4 . 7 %	2 3 , 1 9 7 人	
和室	1 8 6 回	2 0 . 1 %	8 8 2 人	
教室	4 4 2 回	4 7 . 8 %	7 , 9 3 1 人	

(3) 北部市民センター (姫路市夢前町前之庄 2 1 6 0 番地)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	8 3 回	9 . 0 %	8 , 3 1 8 人	
楽屋	1 3 5 回	1 4 . 6 %	8 2 9 人	
会議室	4 4 1 回	2 3 . 9 %	4 , 3 2 9 人	
教室	5 2 2 回	9 . 4 %	9 , 0 7 3 人	
特別教室	4 5 2 回	1 6 . 3 %	3 , 1 1 6 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年5月23日、令和5年8月24日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年12月7日から令和6年1月14日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。職員対応については、「大変良い」が51%、「良い」が32%であり、全体的な評価については、「満足」が62%、「やや満足」が21%であるため、利用者の満足度は非常に高いと評価できる。

一方で、椅子等備品類の更新、Wi-Fiの設置、近隣での駐車場確保や駐車台数の増加等を望む意見があった。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営等が実施されていると判断できる。

施設の修繕を適切に実施し、施設的良好な維持管理に努めている。また、自主事業として、音楽祭等のコミュニティ活動の推進を図るイベントの開催や自動販売機の設置等によりサービスの質の向上に努めている。

これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	地区市民センター（３施設）
所 在 地	姫路市南八代町６番１号（城乾市民センター） 姫路市本町６番地６８（中央市民センター） 姫路市大塩町２番地５（大市民センター）
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール、会議室、和室、普通教室、特別教室、料理教室、音楽教室ほか
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	・１２月２８日から翌年１月３日まで ・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和３年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（３年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	６３，９１０，０００円

3 施設の利用状況

(1) 城乾市民センター (姫路市南八代町 6 番 1 号)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	3 8 5 回	4 1 . 7 %	5 , 4 1 7 人	
和室	4 7 9 回	2 5 . 9 %	2 , 7 8 1 人	
教室	3 3 7 回	3 6 . 5 %	2 , 9 6 1 人	
特別教室	4 7 回	5 . 1 %	6 7 7 人	

(2) 中央市民センター (姫路市本町 6 8 番地 6 8)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	8 1 8 回	2 9 . 5 %	8 , 3 9 1 人	
和室	2 9 2 回	1 5 . 8 %	2 , 0 7 4 人	

(3) 大の市民センター (姫路市大塩町 2 2 1 1 番地 5)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
会議室	2 2 3 回	2 4 . 1 %	7 , 3 6 1 人	
和室	4 6 0 回	2 4 . 9 %	5 , 6 4 6 人	
教室	3 4 7 回	1 8 . 8 %	4 , 3 2 5 人	
特別教室	1 0 2 回	1 1 . 0 %	1 , 7 1 6 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年8月24日、令和6年2月22日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月21日から3月20日かけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の接客態度、受付対応については、「大変良い」が54%、「良い」が37%であり、全体的な評価については、「大変良い」が22%、「良い」が63%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で、ウォシュレット・暖房便座の設置、駐車台数の増加等を望む意見があった。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 施設の修繕を適切に実施し、施設の良好な維持管理に努めている。また、自主事業として、施設の設置目的に沿った教養講座等を開催しており、市民の生活文化の向上に努めているため、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。
--

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市花の北市民広場
所 在 地	姫路市増位新町二丁目１２番地
担 当 課	市民局 生涯現役推進室
設 置 目 的	市民の生活文化と教養知性の向上及び市民の親和連帯とコミュニティ活動の推進を図り、もって市民福祉の増強に寄与する。
主 要 施 設	大ホール、楽屋、展示室、会議室、和室、特別教室
開 館 時 間	午前９時から午後１０時まで
休 館 日	１２月２８日から翌年１月３日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和６年４月１日 ～ 令和９年３月３１日 （３年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・花北広場の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、花北広場の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	８０，３３５，０００円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	５２３回	４８．８％	３２，２２２人	
楽屋	３１８回	１４．９％	５，２３３人	
展示室	３０４回	２８．４％	５，１５１人	
会議室	４，２７７回	４９．９％	５５，５５８人	
和室	１，５６８回	３６．６％	９，２８３人	
特別教室	１，６５２回	２５．７％	１７，８１４人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年8月31日、令和6年1月11日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月21日から3月20日かけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。 職員の接客態度、受付対応については、「大変良い」が56%、「良い」が29%であり、全体的な評価については、「大変良い」が36%、「良い」が36%であるため、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で、ウォシュレットの設置、駐車台数の増加、備品の更新等を望む意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、適切な施設の管理運営、利用促進等が図られていると判断できる。 自主事業として、施設の設置目的に沿った教養講座を開催するなど、市民の生活文化の向上に努めているため、これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。 引き続き、若年層の利用率向上を図る自主事業の実施等、創意工夫に努めてもらいたい。
--

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立網干環境楽習センター
所 在 地	姫路市網干区網干浜４番地１
担 当 課	農林水産環境局 美化部 エコパークあぼし
設 置 目 的	廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用について体験し、楽しく学ぶことを通じて、環境への負荷の低減に関する市民意識の向上及び市民の自主的な活動を促進する。
主 要 施 設	１階 展示スペース、自転車工房、木工工房 ２階 大会議室、ミニシアター、多目的工房、ガラス工房 屋外 芝生広場
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌平日） ・１２月２９日から翌年１月３日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	特定非営利活動法人あぼしまちコミュニケーション
指 定 期 間	令和２年４月１日 ～ 令和７年３月３１日
管理運営業務	・姫路市立網干環境楽習センター条例第３条各号に規定する事業 ・廃棄物の発生の抑制等に関する体験講座等を開催すること。 ・廃棄物の発生の抑制等の促進のための啓発活動を行うこと。 ・廃棄物の発生の抑制等の促進に関する調査及び研究を行うこと。 ・廃棄物の発生の抑制等の促進に関する活動の場を提供すること。 ・再生品の展示及び提供に関すること。 ・その他、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	４８，６４９，０００円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
めぐりルート	6 , 8 6 9 人	
大会議室	9 1 5 人	
多目的工房	8 4 人	布工房、水工房
教室	3 8 7 人	
来館のみ	8 , 1 9 2 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和 6 年 1 月 3 0 日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

1 年を通じて、来館者を対象にアンケート調査を実施した。 小学生のほか民間団体等のほとんどの来館者から、施設運営やスタッフの対応について「十分満足」との回答を得ており、来館者の満足度は高いと評価できる。 今後も、来館者から「十分満足」との回答を得られるよう更に創意工夫に努めてもらいたい。

6 総合評価

年間を通じてよりよい運営に努め、見学者への対応も分かりやすく丁寧にできており、苦情を受けることは皆無であった。

また、非常に広い敷地での雑草の処理や施設見学の営業の実施等、来館者の増加に向けて取り組んでいる。

幅広い層の来館者から高評価を得ているので、今後も引き続き多くの人に楽しんで学んでもらえるよう期待する。

網干健康増進センターとも相互に連携を図り、より多くの方に利用してもらい網干地域活性化に向けて、今後も事業内容の充実を図ってほしい。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立網干健康増進センター
所 在 地	姫路市網干区網干浜４番地１
担 当 課	農林水産環境局 美化部 エコパークあぼし
設 置 目 的	エコパークあぼしのごみ焼却施設から発生する熱エネルギーの有効利用を図るとともに、市民に健康づくりとやすらぎの場を提供する。
主 要 施 設	１階 温水プール（２５ｍ：６コース）、トレーニングジム、スタジオ、多目的室、喫茶コーナー ２階 温浴施設 屋外 グラウンドゴルフ、足湯
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	・水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌平日） ・１２月２９日から翌年１月３日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	オーエンス・ＮＴＴファシリティーズグループ共同事業体
指 定 期 間	令和５年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日
管 理 運 営 業 務	・姫路市立網干健康増進センター条例第３条各号に規定する事業 ・温水プール、グラウンドゴルフ場その他のスポーツ施設及び温浴施設を運営すること。 ・健康づくりに関する助言、指導及び講習を行うこと。 ・前２号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関する業務 ・利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務 ・センターの施設及び設備の維持管理業務
指 定 管 理 料	６１，０７８，０００円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
温浴施設	４４，７９３人	
温水プール	３８，２９７人	
トレーニングジム	１３，９４２人	
グラウンドゴルフ場	８，７３５人	
その他利用	１４，０９５人	教室、多目的室、セット

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和6年1月30日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

各施設の内容やスタッフの対応等に対して94.1%の利用者から「満足」又は「やや満足」との回答を得ており、利用者の満足度は非常に高いものと考えられる。

当施設の認知媒体として、「ホームページ」が最も多く、「配布物」や「広報ひめじ」など既存のメディアを活用することで一定の効果が得られていると言える。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、おおむね適切に管理運営が行われていると判断できる。

民間独自のノウハウを活用し、多種多様な教室事業を提案するなど利用者増に向けた工夫を凝らしており、アンケート結果等を総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

また、網干環境楽習センターとも相互に連携を図り、網干地域活性化に向けて、今後も事業内容の充実を図ってほしい。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市仁色ふるさと農園
所 在 地	姫路市船津町４４６８番地１
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図る。
主 要 施 設	農地（占用施設） ２０２区画／約３５㎡ 果樹園 約１，０００㎡（すもも他植栽） 管理棟 木造平屋建 延床面積１３７．１８㎡ 農機具収納庫 木造平屋建 延床面積７２．２０㎡ 駐車場 ５６０㎡／２２台 あずま屋 １棟 芝生広場 ４８９．３４㎡
開 館 時 間	占用施設 終日 附帯施設 ４月１日から９月３０日まで 午前８時から午後６時まで １０月１日から翌年３月３１日まで 午前８時から午後５時まで
休 館 日	附帯施設 １２月２８日から翌年１月５日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	仁色地域営農生産組合
指 定 期 間	平成３１年４月１日 ～ 令和７年３月３１日
管理運営業務	・姫路市市民農園条例第２条の２第１号及び第３号に掲げる事業を行うこと ・農地、ビニールハウス、ログハウスその他の施設を提供すること ・市民農園の設置の目的を達成するために必要な事業 ・市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・市民農園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	１，７００，０００円

3 施設の利用状況

	使用区画	備 考
農 地	６７区画／２０２区画	令和６年３月末時点

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月3日、5月10日、6月6日、7月5日、8月8日、9月5日、10月5日、11月8日、12月5日、令和6年1月10日、2月7日、3月11日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月26日から同年3月31日まで農園利用者を対象にアンケートを実施し、48人中32人から回答を得た。施設管理者の対応・施設設備の管理・安全対策についておおむね良好な回答を得た。

秋に実施したサツマイモの収穫体験イベントにおいて、参加者からは良好な評価を得ており、サツマイモの種植えや水やりの体験、サツマイモ以外の作物の収穫体験を行いたいという声もあった。

6 総合評価

管理棟や農具倉庫等の共用部分や空き区画の管理など、適切な施設管理・運営が行われている。また、新規入園者へのフォローも適宜実施しており、良好な施設管理が行われている。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市南恒屋ふれあい農園
所 在 地	姫路市香寺町恒屋５５１番地１７
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図る。
主 要 施 設	農地（占用施設） 普通農園Ａ 約３０㎡（８２区画） 普通農園Ｂ 約５０㎡（１３区画） プランター農園 約２㎡（６区画） ログハウス付き農園 約５０㎡（１０区画） 管理棟 木造平屋建 延床面積 ２１８．３２㎡ 駐車場 第１駐車場 ６４０㎡／２２台 第２駐車場 ５００㎡／２３台 休憩所（あづまや、パーゴラ） ３箇所
開 館 時 間	占用施設 終日 附帯施設 ４月１日から９月３０日まで 午前８時から午後６時まで １０月１日から翌年３月３１日まで 午前８時から午後５時まで
休 館 日	附帯施設 １２月２８日から翌年１月５日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	南恒屋ふれあい農園管理組合
指 定 期 間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日
管理運営業務	・姫路市市民農園条例第２条の２第１号及び第３号に掲げる事業を行うこと ・農地、ビニールハウス、ログハウスその他の施設を提供すること ・市民農園の設置の目的を達成するために必要な事業 ・市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・市民農園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	２，４８４，０００円

3 施設の利用状況

	使用区画	備 考
農 地	７５区画／１０１区画	令和６年３月末時点

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月3日、5月10日、6月6日、7月5日、8月8日、9月5日、10月5日、11月8日、12月5日、令和6年1月10日、2月7日、3月11日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月26日から同年3月31日まで農園利用者を対象にアンケートを実施し、55人中32人から回答を得た。施設管理者の対応・施設設備の管理・安全対策についておおむね良好な回答を得た。

6 総合評価

管理棟や農具倉庫等の共用部分や空き区画の管理など、適切な施設管理・運営が行われている。また、新規入園者へのフォローも適宜実施しており、良好な施設管理が行われている。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市夢さき夢のさと
所 在 地	姫路市夢前町神種１２８１番地２
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	豊かな自然や景観を生かし、市民に憩いの場を提供するとともに、地域農業の振興と地域の活性化を図る。
主 要 施 設	・夢やかた１棟５３４．１㎡ ・管理棟１８．６３㎡ ・コテージ６棟３３１．２㎡（１棟５５．２㎡） ・水車小屋１棟１４．４㎡ ・農作業管理休養施設１棟５０．４㎡ ・第１駐車場２，８８５㎡／１００台 ・第２駐車場２，９３０㎡／５０台 ・敷地総面積 約４５，０００㎡（農地含む）
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	月曜日（月曜日が祝日に当たるときは、その翌日） １２月２９日から翌年１月２日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	有限会社夢前夢工房
指 定 期 間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日
管理運営業務	・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・夢のさとの施設及び設備の維持管理を行うこと ・姫路市夢さき夢のさと条例第３条各号に掲げる事業 ・農産物の加工を体験する場を提供すること ・農村環境や自然学習のための宿泊の場を提供すること ・夢のさとの設置の目的を達成するために必要な事業 ・夢のさとの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	１６，８１８，０００円

3 施設の利用状況

	利用回数	備 考
コテージ宿泊	１５３件	
コテージ休憩	６１時間	
そば道場	１，０８０人	
研修室	７時間	

	利用回数	備 考
加工室	0 時間	
シャワールーム	6 5 5 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年5月18日、6月20日、令和6年3月1日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

コテージ内設備や屋外トイレの修繕等についての要望・意見も見受けられる一方で、職員の対応についてはおおむね良好な評価を得ている。

6 総合評価

管理運営および利用者へのサービスについては良好な状態を維持しており、レストランや物販をはじめとした自主事業についても随所で工夫が見られる。設備の不具合等へもおおむね適切に対応しており、指定管理者としての責務は十分果たしているものと評価できる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市はやしだ交流センター
所 在 地	姫路市林田町口佐見３８６番地
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	地域資源を活用し、市民の交流と健康の増進を図るとともに、地域農業の振興に資する。
主 要 施 設	交流施設 1, 264㎡ 農産物直売所 110㎡ ふれあい広場 2, 500㎡ 憩いの広場 800㎡ 駐車場 普通車用 90台、身障者用2台、マイクロバス用 2台
開 館 時 間	温浴施設 10時～21時30分 農産物直売所 9時～17時 その他 9時～21時
休 館 日	木曜日（木曜日が祝日に当たるときはその翌日）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	林田地域振興組合
指 定 期 間	令和４年４月１日 ～ 令和７年３月３１日
管理運営業務	・使用許可等に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・センターの施設及び設備の維持管理を行う事 ・姫路市はやしだ交流センター条例第３条各号に掲げる事業 - 温浴施設を運営すること - 地元で生産された農産物等を販売する場を提供すること - センターの設置の目的を達成するために必要な事業 ・その他、センターの管理に関し市長が必要と認める事
指定管理料	31,977,665円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
温浴施設	98,314人	
多目的室	2,357人	
談話室	1,316人	
調理実習室	132人	

	利用人数	備 考
ふれあい広場	5, 9 9 7 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか (③)	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)	A
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	A
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和5年6月15日、9月28日、11月8日、令和6年3月7日 <評価理由と指導・改善状況等>		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

通年でアンケートを実施した。脱衣所のロッカーが自由に選べないことや利用客のマナー違反等の意見があった一方で、気持ちよく温浴施設を利用していただいたという良好な意見も見られた。

6 総合評価

利用者へのサービスを良好な状態に維持し、施設の設備に関するメンテナンスもおおむね適切に行われていることから、適切に施設管理されていると認められる。

温浴施設特有の苦情等については、適時適切に対応しており、職員の対応や施設の維持・管理等についても適切に行われている。

イベントや自主事業など、利用者数の増加に向けた試みを続けており、総じて指定管理者としての責務は十分果たしているものと評価できる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市林田チャレンジ農園
所 在 地	姫路市林田町口佐見 380 番地 2
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図る。
主 要 施 設	農地（占用施設） 普通農園 約 35㎡（30区画） 栽培講習付き農園 露地 約100㎡（6区画） ビニールハウス 約175㎡（6区画） 管理棟 木造平屋建 延床面積 107.45㎡ 駐車場 147.50㎡ / 11台
開 館 時 間	占用施設 終日 附帯施設 4月1日から9月30日まで 午前8時から午後6時まで 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時から午後5時まで
休 館 日	附帯施設 12月28日から翌年1月5日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	林田地域振興組合
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日
管理運営業務	・姫路市市民農園条例第2条の2第1号及び第3号に掲げる事業を行うこと ・農地、ビニールハウス、ログハウスその他の施設を提供すること ・市民農園の設置の目的を達成するために必要な事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・市民農園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	2,253,000円

3 施設の利用状況

	使用区画	備 考
農 地	36区画 / 36区画	令和6年3月末時点

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月7日、11月27日、令和6年3月26日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和2年に新設した施設であるため、不具合等特になく、普通農園区画・栽培講習付き農園区画とも満足度は高い。また、市の職員が栽培講習で定期的に農園を訪れるため、利用者が職員に対して質問等しやすい環境であることや、利用者同士の交流が盛んであることから、農園の雰囲気がい。

6 総合評価

利用者へのサービスについて、良好な状態を維持するための努力がみられ、適切な管理がされている。また、近接する「はやしだ交流センター」との合同イベントを実施するなど、利用者の満足度向上だけでなく、地域住民との交流が行えるような運営がなされている。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市石倉峯相の里
所 在 地	姫路市石倉 9 6 1 番地の 3
担 当 課	農林水産環境局農林水産部農政総務課
設 置 目 的	良好な自然環境を活用し、市民に憩いの場を提供するとともに、地域の特産物を用いた市民交流を通じて地域の活性化を図る。
主 要 施 設	管理・研修棟 150.18㎡ 農家風休憩舎 71.27㎡ 芝生広場 約1,800㎡ 駐車場 普通車用 32台、大型車用 2台
開 館 時 間	9時～17時（4月～9月）、10時～16時（10月～3月）
休 館 日	月曜日（月曜日が祝日に当たるときはその翌日） 12月28日～翌年1月3日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	特定非営利活動法人 石倉企画
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日
管理運営業務	・石倉峯相の里の施設等の維持及び管理を行うこと ・姫路市石倉峯相の里条例第3条各号に掲げる事業を行うこと ・自然体験の場を提供すること ・農林業体験の支援を行うこと ・地域の特産物に関する講演会、研修会及び講座を開催すること ・石倉峯相の里の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと ・石倉峯相の里の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	4,537,000円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
施設利用者数	9,791人	
イベント等参加者数	6,772人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年6月7日、令和6年2月16日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

職員の対応や施設の管理及び安全対策について、良好な評価を得ている。 また、実地調査等においても、芝生や樹木等について、きめ細やかな管理が行われていることを確認しており、利用者が満足できる適切な施設管理が実施されている。

6 総合評価

幅広い世代が施設の利用を行えるよう、定期的に様々なテーマのイベントが開催されている。 芝生や植栽等の管理、施設の維持・管理は、適切に行われており、指定管理者としての責務を良好に果たしているものと評価できる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市農村公園荒木の郷
所 在 地	姫路市香寺町恒屋 7 1 7 番 4
担 当 課	農林水産環境局 農林水産部 北部農林事務所
設 置 目 的	豊かな自然と美しい農村環境の中で、ゆとりある生活と交流を通じて農村地域の活性化を促進するため、姫路市農村公園を設置する。
主 要 施 設	多目的広場、テントサイト、バーベキューサイト、トイレ兼管理棟、駐車場 東屋、遊具
開 館 時 間	8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分
休 館 日	なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	荒木の郷管理組合
指 定 期 間	平成 3 1 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・荒木の郷の施設の維持管理を行うこと。 ・姫路市農村公園条例第 3 条第 1 項の許可に関すること。
指定管理料	7 3 8 , 0 0 0 円

3 施設の利用状況

月平均利用者数 2 2 0 人

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年6月29日、令和5年11月2日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

農村公園の施設、遊具の安全管理、通路等の剪定、除草及び清掃、運営は適切に行われており、来園者記録帳にも「ありがとうございました」「楽しかった」等の趣旨の書込みが多くみられる。また、姫路市内外を問わず広い範囲から来園されている。	
---	--

6 総合評価

施設の維持管理、除草、剪定業務等、良好に管理されている。 なお、令和2年度包括外部監査及び令和3年度定期監査における意見等を踏まえた検討の結果、令和6年度より指定管理者制度による運営から姫路市の直営に変更する。
--

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市農村公園竹取の郷
所 在 地	姫路市香寺町恒屋１４１５番３
担 当 課	農林水産環境局 農林水産部 北部農林事務所
設 置 目 的	豊かな自然と美しい農村環境の中で、ゆとりある生活と交流を通じて農村地域の活性化を促進するため、姫路市農村公園を設置する。
主 要 施 設	芝生広場、水辺公園、景観公園（農地）、トイレ兼管理棟、駐車場、東屋
開 館 時 間	８時３０分から１７時００分
休 館 日	なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	竹取の郷管理組合
指 定 期 間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・竹取の郷の施設の維持管理を行うこと。 ・姫路市農村公園条例第３条第１項の許可に関すること。
指定管理料	１，４７４，０００円

3 施設の利用状況

月平均利用者数 １，１８７人

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年6月29日、令和5年11月2日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

農村公園の施設等の清掃、運営は適切に行われており、来園記録帳にも「楽しくグラウンドゴルフができた」等の趣旨の書き込みがされており、利用者からも良好と受け止められている。

6 総合評価

例年、10,000人を超える利用があるだけでなく、香寺町内のみならず姫路市内各所から利用者が集っている。

施設の維持管理、運営については、非常に良好である

なお、令和2年度包括外部監査及び令和3年度定期監査における意見等を踏まえた検討の結果、令和6年度より指定管理者制度による運営から姫路市の直営に変更する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺
所 在 地	姫路市安富町関 7 7 5 番地
担 当 課	農林水産環境局 農林水産部 北部農林事務所
設 置 目 的	豊かな自然環境の中で、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、地域資源を活用した産業振興及び地域の活性化に資するため、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺を設置する。
主 要 施 設	ふれあい交流センター、鹿ケ壺ふれあいの館、コテージ、キャンプ場、オートキャンプ場
開 館 時 間	ふれあい交流センター、鹿ケ壺ふれあいの館 午前 1 0 時から午後 9 時まで コテージ (宿泊利用) 午後 3 時から翌日午前 1 0 時まで。ただし、1 泊を超えて宿泊する場合の 2 日目以降については、午前 1 0 時から翌日午前 1 0 時まで (休憩利用) 午前 1 0 時から午後 3 時まで キャンプ場 午後 2 時から翌日午後 1 時まで。ただし、1 泊を超えて宿泊する場合の 2 日目以降については、午後 1 時からよく日午後 1 時まで オートキャンプ場 (宿泊利用) 午後 2 時から翌日午後 1 時まで。ただし、1 泊を超えて宿泊する場合の 2 日目以降については、午後 1 時から翌日午後 1 時まで (デイキャンプ利用) 午前 1 0 時から午後 5 時まで
休 館 日	(1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日) (2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

2 指定管理者

指定管理者	やすとみ人と自然との交流促進委員会
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
管理運営業務	・ 使用許可に関すること。 ・ 姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例第 2 4 条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。 ・ グリーンステーション鹿ヶ壺の施設の維持管理を行うこと。 ・ その他グリーンステーション鹿ヶ壺の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	7 , 0 5 4 , 0 0 0 円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ふれあい交流センター	3 1 5 回	1 0 0 . 0 %	1 6 , 3 8 0 人	分母（営業日数 315 日）
パ・ペ・キュー棟	3 8 8 回	1 5 . 4 %	2 , 2 1 7 人	分母（8 基×315 日）
コテージ	7 8 1 回	1 6 . 5 %	4 , 2 3 4 人	分母（15 戸×315 日）
キャンプ場	5 5 1 回	5 . 8 %	2 , 3 7 5 人	分母（30 組×315 日）
オートキャンプ場	5 4 5 回	1 3 . 3 %	1 , 8 6 4 人	分母（13 台×315 日）
ふれあいの館	5 0 回	1 5 . 9 %	2 , 9 2 0 人	分母（営業日数 315 日）

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・ 法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・ 平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・ 事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・ 施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・ 施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・ 提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・ 利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・ 環境への配慮を行っているか ()	A
	・ 地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和 5 年 4 月 2 8 日、令和 5 年 7 月 1 8 日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

例年同様夏季に、利用者を対象にアンケート調査を実施した。回答数が少ないものの、職員の対応やサービスについては概ね「満足」、「やや満足」との回答を得ており、利用者の満足度は高いと評価できる。利用状況は、リピーターが多くを占め、市内を含む県内からの利用者が多い。年齢層は40歳代、50歳代が中心で、家族、友人による利用が主である。「近い」、「自然が豊か」が施設の選択理由にあがっていることから、家族、友人グループが近郊で手軽に野外活動を楽しむことのできる施設として認識されているものと思われる。また、施設の清潔度については、ほぼ全ての利用者から「普通」以上の回答を得ており、概ね良好に管理できていると判断する。

6 総合評価

利用者サービスは概ね適切に提供できており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

一方で、令和5年度より、従業員の賃金を賄うため指定管理料を増額したが、慢性的な人手不足は続いている。そのため、より一層の利用者サービスの充実を目指すための課題となっている。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立遊漁センター
所 在 地	姫路市の形町福泊地先
担 当 課	農林水産環境局農林水産部水産漁港課
設 置 目 的	市民が自然に親しみ、漁業と遊漁の調和を図りながら、余暇の活用と健康の増進に寄与する。
主 要 施 設	釣り台 鋼管製 134m × 6m 管理棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 1 階 料金所、トイレ大・小各 1（浄化槽）及び倉庫、2 階 事務室 駐車場 2, 626㎡ / 100 台
開 館 時 間	午前 6 時から午後 9 時（4 月から 10 月） 午前 7 時から午後 4 時（11 月から 3 月）
休 館 日	・火曜日（火曜日が休日に当たるときはその翌日、火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した最後の休日の翌日） ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社ハウスビルシステム
指 定 期 間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）
管理運営業務	・入場料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・遊漁センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 ・入場者の保安及び監視に関すること。 ・その他、遊漁センターの管理に関し市長が必要と認めたこと。
指定管理料	10,357,729 円

3 施設の利用状況

	釣り入場者	観覧入場者	合計	備 考
遊漁センター	8,851 人	998 人	9,849 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年9月28日、令和5年10月2日、令和5年11月9日、令和6年1月22日 < 評価理由と指導・改善状況等 > ()提案のあった自主事業である釣り大会の一部を中止したが、市と協議の上決定したため、Aとする。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

21名の入場者よりアンケートの回答があった。（アンケート箱は常時設置、3月回収） 職員の対応については「満足・やや満足」が約8割、サービスは昨年以前と比べてどうだったかについては、「初めてのため未回答」を除く約8割が「良い・やや良い・変わらない」との回答であったため、利用者の満足度は高いと評価できる。 その他の意見としては、施設老朽化に伴う当施設の休園について、再開希望との意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務を着実に実施しており、利用者にも職員の対応等について満足度が高い。特に自主事業についても釣餌販売、釣具レンタルを充実させており、アンケートによっても利用者は良くなったと感じている。管理面については、日常的に施設の整備や点検、施設周辺の清掃や草刈りなども積極的に行い、閑散期に施設の補修を行うことで老朽化した施設の長寿命化を図っている。安全対策も実施しており、運営管理は良好である。

令和5年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市すこやかセンター
所 在 地	姫路市市之郷1006番地8
担 当 課	健康福祉局 福祉総務部 地域福祉課
設 置 目 的	市民の健康づくり及び子育て並びに高齢者の生きがいづくりを支援することにより、すこやかにいきいきと暮らせる社会の形成を図り、もって市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	1階 健康づくり施設 運動フロア、温水プール、トレーニングルーム 2階 老人福祉センター 多目的ホール、大広間、和室 3階 子育て支援施設 保育室
開 館 時 間	健康づくり施設 午前9時から午後9時（日祝日は午後6時まで） 老人福祉センター、子育て支援施設 午前9時から午後5時まで （老人福祉センターの学習室、多目的ホール、いきいきグラウンドは午後5時から午後9時まで一般利用可能）
休 館 日	健康づくり施設 水曜日（祝日を除く）12月28日～1月4日 老人福祉センター水曜日（祝日を除く）12月28日～1月4日 子育て支援施設 土・日・祝 12月28日～1月4日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	姫路えがおづくりパートナーズ
指 定 期 間	令和5年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日（5年間）
管 理 運 営 業 務	姫路市すこやかセンター条例第4条1号から第3号まで、第4号（市長が指定した者に限る）及び第8号に規定する事業を行うこと。 ・健康づくりの場を供与し、身体機能の維持及び増進を図ること。 ・健康づくりに関する助言、指導及び講習を行うこと。 ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第4号に掲げる老人福祉センターを運営する事業を行うこと。 ・高齢者の生きがいづくり及び仲間づくりを支援すること。 ・センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 使用許可に関すること。 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。 その他、センターの管理に関し市長が必要と認めるもの。
指 定 管 理 料	131,437,973円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
温水プール	309日	%	89,262人	
トレーニングジム	309日	%	53,091人	
老人福祉センター	309日	82 %	64,994人	
貸館	309日	20 %	7,573人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	B
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 毎月末 < 評価理由と指導・改善状況等 > ・提案のあった自主事業で、未実施のものがある ・利用者からの意見の記入用紙が不足していた		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年2月2日から令和5年2月28日にかけて、64人を対象にアンケートを実施した。利用の際の手続きや申請の方法、係員のマナー・対応・説明については、半数以上で高い満足レベルの回答を得た。また、施設の使い方については、80パーセント以上が満足・普通という回答であった。改善点として、老朽化への対応、備品不足への対応、清掃の徹底、プログラム利用増の希望等の意見を得た。

今後も、利用者の意見に対し、適時、適切な対応を行っていく必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等から、利用者へのサービスは概ね適切に提供できていると考えられる。施設の維持管理については、今後も日常点検の実施、設備の修繕など、適切な運営が行えるように努めていく。

また、自主事業として施設の設置目的に沿った教室等を開催し市民の生活文化の向上にも努めており、利用者の要望や苦情等に対しても適切に対応している。

アンケートの総合評価でも対象のすべての人が是非利用したい・利用したいと答えており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市休日・夜間急病センター
所 在 地	姫路市西今宿三丁目７番２１号
担 当 課	健康福祉局保健医療部地域医療課
設 置 目 的	市民の急病の医療需要に対し、その救急医療体制の確保及び充実に図り、市民の健康保持・増進及び福祉の向上に寄与するため、休日・夜間急病センターを設置する。
主 要 施 設	診察室・救急処置室・線室・観察室・処置室・待合室・事務室・薬局
開 館 時 間	夜 間 午後９時から翌日午前６時まで（内科・小児科） 休日昼間 午前９時から午後６時まで（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）
休 館 日	なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	公益財団法人姫路市救急医療協会
指 定 期 間	令和６年４月１日 ～ 令和９年３月３１日
管理運営業務	指定管理業務 ・姫路市休日・夜間急病センター条例第３条に規定する診療 ・使用料及び手数料等の徴収 ・姫路市休日・夜間急病センターの施設及び設備の維持管理 ・その他施設の管理に付随する業務 その他の受託業務 ・姫路市救急医療電話相談事業委託業務 ・救急医療施設後送委託業務 ・救急医療従事者確保緊急対策事業委託業務 ・小児・周産期救急医療体制整備事業委託業務
指定管理料	５０２，３４９，８４１円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
内科・小児科	３６６回 （夜間）	１００．０％	１４，６７６人	診察室・待合室等
内科・小児科・ 眼科・耳鼻科	７２回 （休日昼間）	１００．０％	１０，７５８人	診察室・待合室等

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年10月11日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

利用者アンケートを実施した結果、「職員の対応」・「施設内の清潔度」とともに利用者の約8割から、「満足」・「やや満足」という良好な結果が得られた。

また、過去に急病センターを2回以上受診されたことがある利用者からも、前回の利用時と比較して、「不満」・「やや不満」の回答がほとんど無かったという結果が得られたことにより、施設は平等に利用され、かつ適正に管理運営されている。

6 総合評価

姫路市救急医療協会は、姫路市の救急医療施策を実現するため、姫路市医師会との共同出資により、姫路市休日・夜間急病センターの適正な管理を確保することを目的に設立された団体である。

昭和53年度の開設以来、協会は急病センターにおける診療業務の確保に尽力しており、施設の維持管理においても的確に対応している。同協会は、令和5年度においても姫路市の救急医療業務の重要な担い手として、急病センターを適正に管理運営していると評価できる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立ぼうぜ医院
所 在 地	姫路市家島町坊勢 7 0 2 番地 2 3 8
担 当 課	健康福祉局保健医療部地域医療課
設 置 目 的	へき地、無医地区及び無医地区に準じた地区に設置し、地域医療の充実を図る。
主 要 施 設	診察室、待合室、点滴室、レントゲン室、リハビリ室、緊急外来室、事務室
開 館 時 間	月・火・水・金：午前 9 時～午前 1 2 時、午後 3 時～午後 5 時 木・土：午前 9 時～午前 1 2 時
休 館 日	日曜・祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	医療法人社団ぼうぜ医院
指 定 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日（5 年間）
管理運営業務	・姫路市立ぼうぜ医院条例第 3 条に規定する診療業務 ・第 1 8 条の利用料金の徴収及び減免に関する業務 ・ぼうぜ医院の施設及び設備の維持管理業務 ・その他、ぼうぜ医院の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	なし（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
内科・小児科	2 9 4 回	1 0 0 . 0 %	2 0 , 4 5 9 人	診察室・待合室等

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（ ）		-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和 6 年 3 月 1 8 日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

利用者アンケートを実施した結果、「職員の対応」・「施設内の清潔度」ともに全ての利用者から、「満足」・「やや満足」という非常に良好な結果が得られた。

また、過去にぼうぜ医院を2回以上受診されたことがある利用者からも、前回の利用時と比較して、同じく利用者の大半から「満足」・「やや満足」という非常に良好な結果が得られたことにより、施設は平等に利用され、かつ適正に管理運営されている。

6 総合評価

医療法人社団ぼうぜ医院は、坊勢島内唯一の医療機関として、地域医療・へき地医療・救急医療など、当市の保健医療施策に対する貢献度が非常に高く、また、地域住民にとって不可欠な医療施設として非常に高い公共性を有している。

平成30年10月から新築移転した姫路市立ぼうぜ医院の指定管理者となっているが、引き続き同医院を適正に管理運営していると評価できる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	総合福祉通園センター所管の障害者施設（７施設）
所 在 地	姫路市保城３０９番地１（障害者支援センター） 姫路市打越１３５２番地６（かしのきの里） 姫路市書写台二丁目７番地１（書写障害者デイサービスセンター） 姫路市広畑区正門通三丁目２番地２（広畑障害者デイサービスセンター） 姫路市保城３０９番地１（在宅障害者デイ・サービスルーム） 姫路市増位新町二丁目３７番地（障害者体育館、障害者やすらぎルーム）
担 当 課	健康福祉局 福祉総務部 総合福祉通園センター
設 置 目 的	障害者の方々の人格を尊重し、その人らしい生活を支援するため、障害を持った乳幼児から成人の方まで、それぞれのライフステージに必要な社会生活力を身につけるために、医療、保育、訓練、相談、生活支援等の専門的なサービスを総合的に提供する。
主 要 施 設	障害者支援センター、かしのきの里、書写障害者デイサービスセンター、広畑障害者デイサービスセンター、在宅障害者デイ・サービスルーム、障害者体育館、障害者やすらぎルーム
開 館 時 間	午前８時３５分から午後５時２０分
休 館 日	土曜日、日曜日、祝日、１２月２８日～３１日及び１月２日～４日 （障害者体育館及び障害者やすらぎルームは、１２月２８日～１月４日の間）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
指 定 期 間	令和２年 ４月 １日 ～ 令和 ７年 ３月３１日（５年間）
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・姫路市社会福祉事業施設条例別表第１事業の欄に掲げる事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	６００，２７９，８１３円

3 施設の利用状況

利 用 状 況	・ 障害者支援センター (自立訓練) - 利用状況 開所日数： 2 3 3 日 延利用人数： 6 6 1 人 給食数： 6 4 0 食 (就労移行支援) - 利用状況 開所日数： 2 3 3 日 延利用人数： 2 3 1 人 給食数： 2 2 5 食 - アセスメント事業延利用人数： 1 0 6 人 (就労継続支援 B 型) - 利用状況 開所日数： 2 3 3 日 延利用人数： 8 , 3 0 2 人 - 給食数： 7 , 5 7 1 食 (生活介護) - 利用状況 開所日数： 2 3 3 日 延利用人数： 8 , 9 9 2 人 - 給食数： 8 , 6 0 9 食 ・ かのきの里 (就労移行支援 / 就労継続支援 B 型 / 就労定着支援) (就労移行支援) - 利用状況 開園日数： 2 3 4 日 延利用人数： 5 5 3 人 - 給食数： 4 8 4 食 アセスメント事業延利用人数： 1 0 7 人 (就労継続支援 B 型) - 利用状況 開園日数： 2 3 4 日 延利用人数： 4 , 9 0 3 人 - 給食数： 4 , 1 3 7 食 (就労定着支援) - 利用状況 契約者数： 6 8 人 ・ 書写障害者デイサービスセンター (生活介護) - 利用状況 開所日数： 2 3 6 日 延利用人数： 3 , 3 1 7 人 - 給食数： 3 , 2 9 1 食 - 延送迎利用人数： 4 , 8 8 5 人 延入浴利用人数： 6 5 5 人 ・ 広畑障害者デイサービスセンター (生活介護) - 利用状況 開所日数： 2 3 3 日 延利用人数： 2 , 9 7 7 人 - 給食数： 2 , 8 2 9 食 - 延送迎利用人数： 5 , 2 9 3 人 延入浴利用人数： 8 8 5 人 ・ 在宅障害者デイ・サービスルーム (地域活動支援センター 型) - 利用状況 開所日数： 2 3 3 日 延利用人数： 1 , 8 7 3 人 ・ 障害者体育館 - 利用状況 障害者： 7 7 9 件 その他： 2 6 8 件 計 1 , 0 4 7 件 - 延利用人数 障害者： 1 0 , 1 2 2 人 その他： 5 , 6 0 9 人 - 計 1 5 , 7 3 1 人 ・ 障害者やすらぎルーム (障害者一時保護施設) - 利用状況 3 0 2 件
---------	---

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月18日、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月13日、 10月17日、11月21日、12月19日、令和6年1月16日、2月20日、3月19日 < 評価理由と指導・改善状況等 > () ()		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

全ての施設において、施設の維持管理及び利用者への職員対応について概ね好評価を得ている。

全ての項目において、ほとんどの利用者が「普通（前年度と同じ）」以上の評価をしており、「やや不満」以下の評価は極一部であった。

その他意見として、駐車場や廊下での安全面に関する軽微な改善要望があるものの、利用者や家族に対する職員の対応や配慮について評価を記したものが複数あった。

6 総合評価

公立施設としての責務を理解し、民間事業所では対応が困難な重度障害ケースにも積極的に関与し支援を行うなど、障害のある方が地域で充実した生活を送れるよう、生活支援、就労支援等を提供し、施設の役割を十分に果たしている。

また、総合福祉通園センターの方針をよく理解し、「関係機関との連携」「障害者雇用の促進」「重度障害者への支援」等について実践できている。

感染症等対策についても、感染リスクの高い障害がある人が利用する施設であるため、嘱託医や

当センター医師の意見をもとに情報の収集・共有、迅速な対応など適切な安全衛生管理を継続して行っている。

職員の入れ替わりや臨時職員の雇用が思ったように進まず、ギリギリの体制の中ではあるが、利用者が施設で生き生きと過ごせるよう支援を行っており、アンケートにおいても概ね職員の対応に良好な評価を得ている。

指定管理者として適正な管理運営を行っていると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立夢前福祉センター
所 在 地	姫路市夢前町前之庄２１６０番地
担 当 課	健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者支援課
設 置 目 的	市民の健康づくり及び高齢者の生きがいづくりを支援する。
主 要 施 設	健康づくり部門（プール、トレーニングルーム等） 老人福祉支援部門（多目的研修室、和室、会議室）
開 館 時 間	９：００～２１：００
休 館 日	月曜日（祝日の場合は火曜日） 年末年始（１２月２８日～翌年１月４日）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社エヌ・エス・アイ
指 定 期 間	令和 ３ 年 ４ 月 １ 日 ～ 令和 ８ 年 ３ 月 ３ １ 日（５年間）
管理運営業務	姫路市立夢前福祉センター条例第４条各号に規定する事業 健康づくりの場を提供し、身体機能の維持及び増進を図ること。 健康づくりに関する助言、指導及び講習を行うこと。 高齢者の生きがいづくり及び仲間づくりを支援すること。 前３号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 （内容） 受付業務等、健康づくり指導等、使用許可及び使用料の徴収、設備管理、プールの衛生管理と水質検査、清掃、植栽の管理、修繕、警備、広報活動、その他施設の管理に付随する業務
指定管理料	５５，９６２，１５０円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
プール	４２，７９４回	%	４２，７９４人	
トレーニングルーム	１７，９９６回	%	１７，９９６人	
多目的研修室	１０４回	４０．５％	１，０６８人	
和室	７６回	３．０％	１６１人	
会議室	１４回	０．５％	１５３人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年12月13日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年1月5日から令和6年1月31日の約一か月間に利用者アンケートを実施した。
その結果、「職員の対応」「新型コロナ対策」は80%以上、「サービス改善」「施設の清潔さ」「安全対策」は75%以上の利用者が「満足・ほぼ満足」と回答しており、概ね良好と判断する。

6 総合評価

施設の利用者数は、指定管理者がホームページやパンフレット等により施設の周知及び利用の啓発に取り組んだこともあり、新型コロナ禍前に及ばないものの順調に回復している。また、指定管理者による各種水泳教室等や、陸上及びプールでのサービスプログラム（ヨガや体操など）などの自主事業の参加者数も増加しており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム
所 在 地	姫路市船津町３２６３番地
担 当 課	健康福祉局 長寿社会支援部 地域包括支援課（R6年度から事務移行）
設 置 目 的	社会福祉法第２条第２項第３号に定める事業を行うことにより、老人福祉法により入所措置を受けた者を入所させ、その心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とする。
主 要 施 設	１階 事務室、集会室、食堂、浴室、居室 等 ２階 談話室、居室 等
開 館 時 間	入所施設のため、閉館時間なし
休 館 日	入所施設のため、休館日なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団
指 定 期 間	令和 ２年 ４月 １日 ～ 令和 ７年 ３月３１日（５年間）
管理運営業務	・養護老人ホームの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉法第２条第２項第３号に定める事業を行うこと。 ・前掲のほか、養護老人ホームの施設の管理に関し市長が認めること。
指定管理料	３３２，２８７，７８５ 円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	— 回	— %	— 人	
多目的室	— 回	— %	— 人	
第１研修室	— 回	— %	— 人	
第２研修室	— 回	— %	— 人	
第１会議室	— 回	— %	— 人	
第２会議室	— 回	— %	— 人	

令和６年４月１日現在入所者数	１１２人（定員１５０人）
令和５年度新規入所者数	２０人
令和５年度退所者数	１７人

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年10月30日 令和6年 2月19日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月に実施したアンケート（対象者109名中104名回答／回収率95％）の結果、ほとんどの項目（職員の対応、居室環境、施設の清潔さ、安全対策）において「満足～普通」の回答が85％以上となっている。

食事面については、「満足～普通」の回答が75％であり、メニューや量、味付けなどを指摘する意見があり、入所者の様々なニーズに対応していく必要がある。

6 総合評価

本来の養護老人ホームでは支援の難しい要介護者が増加し、職員の負担が増加している中で、適切なサービス提供が行われており、私立養護老人ホームでは受け入れが困難な高齢者の対応についても迅速に対応ができています。

入所者一人ひとりの生活支援～施設管理まで幅広い業務を担っているが、突発的な問題発生時も迅速かつ適切に対応できており、公立養護老人ホームの指定管理者として、十分な能力を有していると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市宿泊型児童館
所 在 地	姫路市青山１４７０番地２４
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童、親子等が、豊かな自然の中で相互に交流を深めることにより、児童の健全な育成を図る。
主 要 施 設	占用施設（宿泊室・会議室・天文教室） 観測施設（天体観測室・屋外観測所等） 公開施設（遊戯室・トレーニングルーム・図書室・屋外劇場等） 附属利便施設（浴室）
開 館 時 間	占用施設：（宿泊室・宿泊使用）午後３時から翌日午前１０時まで （ ” ・占用使用）午前１０時から午後３時まで 大広間は午後９時まで （会議室） 午前９時から午後９時まで （天文教室） 午前９時から午後１０時まで 観測施設：市長が別に定める時間 公開施設：午前９時から午後５時まで 附属利便施設：午後４時から午後１０時まで
休 館 日	・８月及び１２月を除く毎月の第２水曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日（水曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和４年４月１日～令和９年３月３１日
管理運営業務	・姫路市宿泊型児童館条例（平成３年姫路市条例第２５号。以下「条例」という。）第３条各号に掲げる事業を行うこと。 ・使用許可に関すること。 ・条例第２６条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。 ・宿泊型児童館の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、宿泊型児童館の管理運営に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	１１８，５５５，０００円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
宿 泊	6 , 7 1 9人	
児 童 厚 生	5 6 , 2 4 2人	
天 体 観 測	2 0 , 0 2 8人	
一 般 利 用	3 2 , 5 0 1人	
合 計	1 1 5 , 4 9 0人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年6月22日、令和6年2月1日		
< 評価理由と指導・改善状況等 > 良好に管理運営が行われている。		

市評価：S（特に良好） A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

宿泊利用者を対象に通年でアンケート調査を実施した結果、部屋の清掃や天体観測会の内容などについて、9割以上が大満足・満足との回答であり、利用者の満足度は高いと評価できる。

児童厚生のイベントアンケートにおいてもスタッフの対応については、9割以上の方に「とてもよい」又は「よい」との回答をいただいております。自由意見欄においても、「先生方が、いつも温かく声をかけてくれるので、利用しやすい」などの意見があり、児童館の役割を良好に果たしている。

天体観測事業のイベントアンケートにおいても9割以上が「とても楽しい」「少し楽しい」との高評価をいただいております。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況やアンケート調査等から、利用者サービスは、適切に提供されており、施設運営は良好であると評価される。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立広畑児童センター
所 在 地	姫路市広畑区正門通一丁目７番地３
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人あいむ
指 定 期 間	令和２年 ４月 １日 ～ 令和 ７年 ３月３１日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第１事業の欄に掲げる社会福祉法第２条第３項第２号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	１９，８０１，０００円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
広畑児童センター	３２，９０４人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年6月28日、令和6年2月8日 < 評価理由と指導・改善状況等 > 良好に管理運営が行われている。		

市評価：S（特に良好） A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の対応・態度については、9割以上の方に「とても良い」又は「良い」と回答いただき、利用者の満足度が高いと評価できる。

自由意見欄においても、「笑顔で、温かく見守ってくれていると感じる」「いつも優しく声をかけてくれる」「イベントは沢山の工夫があり、また来たいと思える場である」「いつも清潔に保たれているので安心して子どもを遊ばせることができる」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からは、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。

なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。

これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立網干児童センター
所 在 地	姫路市網干区垣内中町１２０番地
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体
指 定 期 間	令和２年 ４月 １日 ～ 令和 ７年 ３月３１日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第１事業の欄に掲げる社会福祉法第２条第３項第２号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	１８，９１３，１２０円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
網干児童センター	３３，０８６人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年5月26日、令和6年2月6日 < 評価理由と指導・改善状況等 > 良好に管理運営が行われている。		

市評価：S（特に良好） A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の対応・態度については、回答の9割以上が「とても良い」「良い」であり、利用者の満足度が高いと評価できる。

自由意見欄においても、「子どもの名前を覚えてくれて、気さくに声をかけてくれる」「いつも笑顔で優しく子ども達に接してくれる」「子ども達それぞれに寄り添って対応をしてくれるので安心して過ごせる」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。

一方、駐車場不足について意見もあった。

なお、アンケート実施後、要望等への回答を付記した集計結果を施設内に掲示している。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。また、児童厚生員の資質向上にも取り組んでいる。

なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人あいむ）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。

これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立安室児童センター
所 在 地	姫路市田寺東二丁目７番１３号
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体
指 定 期 間	令和２年 ４月 １日 ～ 令和 ７年 ３月３１日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第１事業の欄に掲げる社会福祉法第２条第３項第２号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	１８，９０４，０００円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
安室児童センター	３４，７７２人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年5月30日、令和6年2月6日 < 評価理由と指導・改善状況等 > 良好に管理運営が行われている。		

市評価：S（特に良好） A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の対応・態度については、すべての方に「とても良い」又は「良い」と回答いただき、利用者の満足度が高いと評価できる。

自由意見欄においても、「先生方が、いつも優しく声掛けしてくれるので安心して遊べる」、「先生方がいつも温かく迎えてくれる」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。

なお、アンケート実施後、要望等への回答を付記した集計結果を施設内に掲示している。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。また、児童厚生員の資質向上にも取り組んでいる。

なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人あいむ）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。

これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立飾磨児童センター等（３施設）
所 在 地	姫路市飾磨区細江２６５４番地（姫路市立飾磨児童センター） 姫路市花田町加納原田８１３番地（姫路市立東児童センター） 姫路市神子岡前三丁目８番１号（姫路市立面白山児童センター）
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団
指 定 期 間	令和 ３年 ４月 １日 ～ 令和 ６年 ３月３１日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第１事業の欄に掲げる社会福祉法第２条第３項第２号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	９３，２１８，７４３円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
飾磨児童センター	２９，１５７人	
東児童センター	３１，２７８人	
面白山児童センター	２９，２０４人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 飾磨 : 令和 5 年 6 月 2 9 日、 東 : 令和 5 年 7 月 1 2 日、 面白山 : 令和 5 年 6 月 2 1 日 < 評価理由と指導・改善状況等 > 良好に管理運営が行われている。		

市評価：S（特に良好） A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の応対・態度については、回答の9割以上が「とても良い」「良い」であり、利用者の満足度が高いと評価できる。

自由意見欄においても、「子ども達に優しく接してくれる」「子どもの顔、名前を覚えてくれていて嬉しい」「いつも優しく声をかけてくれるので安心して遊べる」など満足している意見が多く、児童センターの役割を良好に果たしている。

6 総合評価

施設の利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されていることがうかがえる。また、児童厚生員の資質向上にも継続して取り組んでおり、蓄積したノウハウを生かした事業展開を行っている。

他施設の指定管理者（神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体、社会福祉法人あいむ）との連携を図り、リーダーシップをとりながら、市内9児童センター全体のサービス向上のための調整を行う役割を担っている。

子育て相談にも積極的に取り組み、必要であれば保健センター等との連携も取れる流れを作っている。親子共の心の拠り所にもなりつつあると思われる。

これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立東光児童センター他（３施設）
所 在 地	姫路市幸町９９番地１（姫路市立東光児童センター） 姫路市豊富町御蔭１１１０番地３（姫路市立北児童センター） 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目５２０番地（姫路市立灘児童センター）
担 当 課	こども未来局 こども育成部 こども支援課
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることをもって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	集会室、遊戯室、図書室等
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	・月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。） ・休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体
指 定 期 間	令和４年４月１日～令和９年３月３１日
管理運営業務	・施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・社会福祉事業施設条例別表第１事業の欄に掲げる社会福祉法第２条第３項第２号に定める事業を行うこと。 ・その他、施設の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	５８，８６４，６８４円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
東光児童センター	２８，６３６人	
北児童センター	１６，５２４人	
灘児童センター	３２，９５４人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 東光：令和5年5月31日、北：令和6年1月23日 灘：令和5年5月17日 < 評価理由と指導・改善状況等 > 良好に管理運営が行われている。 市評価：S（特に良好） A（良好） B（一部不適） C（不適）		

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月にアンケート調査を実施した結果、職員の対応・態度については、回答の9割以上が「とても良い」「良い」であり、利用者の満足度が高いと評価できる。 自由意見欄においても、「子どもや保護者に優しく丁寧に接してくれる」、「いつも明るい雰囲気です安心して利用できる」、「いつも笑顔で迎え入れてくれる」などの意見があり、児童センターの役割を良好に果たしている。 一方、東光は、駐車場不足について意見もあった。 なお、アンケート実施後には、要望等への回答を追加した集計を館内に掲示している。
--

6 総合評価

利用状況、アンケート調査結果等からも、児童センター機能を十分に発揮する事業や活動等が提供され、適切に実施されている。また、児童厚生員の資質向上にも取り組んでいる。 なお、他施設の指定管理者（社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人あいむ）との連携を図りながら、市内9児童センター全体のサービス向上にも寄与している。 これらを踏まえ、全体として指定管理者による施設運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市書写山観光施設（書写山ロープウェイ）
所 在 地	姫路市書写１１９番地２
担 当 課	観光経済局 観光コンベンション室
設 置 目 的	書写山山上への交通の利便を図ることにより、本市の観光の振興に寄与するため
主 要 施 設	書写山ロープウェイ、書写山上展望デッキ
開 館 時 間	８時３０分～１７時（時期・曜日により延長あり）
休 館 日	年中無休（冬期に整備のため運休あり。期間は不定。）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バス株式会社
指 定 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日
管理運営業務	姫路市書写山観光施設条例第 18 条各号に規定する業務 ・ 索道の運行の管理及び索道施設の保守の管理に関する事。こと。 ・ 索道の運転、点検、検査及び整備に関する事。こと。 ・ 索道の乗車券の交付及び改札に関する事。こと。 ・ 利用料金の徴収、減免及び還付に関する事。こと。 ・ 観光施設の清掃、修繕その他施設及び設備の維持に関する事。こと。 ・ 観光客の誘致、広報活動、警備、非常事態の対応 等。
指定管理料	なし（利用料金制）

3 施設の利用状況（乗車人数）

	令和５年度	令和４年度	令和３年度	備 考
書写山ロープウェイ	323,768 人	255,959 人	188,606 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・ 法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目①)		A
	・ 平等な利用の確保のための取組が行われているか (②)		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・ 事業計画の内容が適切に実施できているか (③)		A
	・ 施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか (④)		A
	・ 施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか (⑤)		A
	・ 提案にあった自主事業は適切に実施されたか (⑥)		A
	・ 利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か (⑦)		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか (⑧)	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 (⑨)	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か (⑩)	B
	・人材の育成体制は整備されているか (⑪)	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か (⑫)	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か (⑬)	B
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか (⑭)	A
<実地調査日> 令和6年3月5日、4月24日 <評価理由と指導・改善状況等> (⑩・⑬) 施設管理面において、修繕を都度実施していない可能性がある。また、索道点検時に車両と駅舎設備とが接触する事案が発生したにも関わらず10日以上経過して報告してきたため、対面で事情を聴取し注意した。		

※市評価：A（良好）、B（一部不適）、C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年10月10日から11月26日にかけて利用者を対象にアンケート調査を実施した。回答における接客満足度は5点満点中4.16点と高く、また、美化・清掃の面でも概ね清潔であるという回答が多かった。

自由意見の多くは乗車料金値下げや設備に関すること、これは解決が難しい。ただ、中には「夜景が見られる時間も運行してほしい」や「食事をする場所があればいい」など、実現可能な要望も見られた。

6 総合評価

アンケート結果から、施設利用における満足度は概ね良好と判断する。自主事業では、積極的に山上展望デッキを活用し、地域団体や市内の中学・高等学校との交流連携も行っている。

しかしながら、集客を既存のイベントに頼っている部分は否めない。そこで、期間限定で夜間運行や山上での飲食提供をするなど、新規イベントの実施や特別感の創出などに挑戦し施設の効用増進について努力を求めたい。

令和5年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園
所 在 地	姫路市神屋町 1 4 3 番地 2
担 当 課	観光スポーツ局観光コンベンション室
設 置 目 的	多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他の催事の開催により、文化芸術による市民文化の醸成並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図り、もってまちの賑わい及び感動の創出並びに地域経済の活性化に寄与する。
主 要 施 設	【ホール】大ホール（2,010席） 中ホール（693席） 小ホール（164席） 【スタジオ】メインスタジオ：約250㎡、大：約140㎡（1室） 中：約70㎡（2室） 小：約17㎡（3室） 【展示場】屋内展示場：約4,000㎡、屋外展示場（にぎわい広場）：約1,600㎡ 【会議室】多目的ホール（約690㎡、3分割可） 中会議室：約80㎡（4室） 特別会議室：約80㎡、小会議室：約35㎡（2室）
開 館 時 間	午前9時から午後10時まで
休 館 日	12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体
指 定 期 間	令和元年7月1日 ~ 令和8年3月31日
管理運営業務	姫路市文化コンベンションセンター条例第3条に規定する事業 ・ ホール、スタジオ、展示場、会議室その他の施設及び附属設備の提供に關すること ・ 公演、展示会、会議その他の催事に係る企画及び運営、情報の収集及び発信並びに誘致に關すること ・ 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 使用許可に關すること 使用料の徴収、減免及び還付に關すること 施設及び設備の維持管理を行うこと 前各号に掲げるもののほか、センター及び公園の管理に關し、市長が必要と認めること
指定管理料	252,865,556 円 （利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大ホール	4 9 0 回	4 9 . 9 %	1 7 3 , 7 3 6 人	
中ホール	4 9 9 回	4 9 . 6 %	5 7 , 0 7 3 人	
小ホール	3 5 8 回	3 5 . 2 %	1 3 , 3 2 2 人	
展示場	9 8 2 回	3 2 . 2 %	1 8 9 , 8 1 0 人	屋外展示場を除く
会議室	3 , 7 3 0 回	3 6 . 0 %	3 5 , 3 2 5 人	
スタジオ	7 , 4 9 8 回	6 0 . 2 %	4 3 , 3 8 5 人	メインスタジオを除く

(利用回数、利用率は区分稼働率)

(利用人数は、スタジオを除き催事ごとの利用人数の合計)

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和 6 年 1 月 2 6 日 < 評価理由と指導・改善状況等 > (. . .) ・ 昨年度に B 又は C と評価した項目について改善が見られた。引き続き適切に事務を実施するよう指導を行った。		

市評価：A (良好) B (一部不適) C (不適)

5 利用者の満足度 (アンケート調査結果、利用者意見等)

令和6年2月から3月にかけて、ホール、会議室、展示場、スタジオの各主催者を対象にアンケート調査を実施した（計248件）。

令和5年12月22日から同月25日に行われた「ホワイトクリスマス」、同年3月31日に行われた「The 3 Pianos 2024」の来場者を対象にアンケート調査を実施し、各1,214件、184件の回答を得た。

施設利用者からは、施設や設備について9割以上から満足との回答が得られており評価できる。

6 総合評価

施設開館3年目になり、一部運営体制が整っていない部分が大きく改善され、アンケート調査等から、利用者サービスはおおむね適切に提供できていると判断できる。利用者からの意見を参考に、適宜施設運営や設備改良に反映させるなど施設運営の最適化に努めているほか、民間ノウハウを活かした積極的な誘致活動や教養講座等の自主事業を開催しており、施設の利用率向上や賑わい創出にも努めているといえる。

また、運営体制についても、仕様書に基づく施設運営部門、事業企画部門の適切な人員の確保、新システムの導入などにより改善の努力が見られた。

これらを総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路キャスパホール
所 在 地	姫路市西駅前町 8 8 番地
担 当 課	観光スポーツ局 観光文化部 文化国際課
設 置 目 的	市民の芸術文化活動の振興と豊かな文化的市民生活の増進に寄与する。
主 要 施 設	ホール（３３１席、うち車椅子スペース３席）楽屋（６室）舞台（間口１５m、奥行１１m、高さ５．５m）その他（ホワイエ、ロビー）
開 館 時 間	午前９時から午後１０時
休 館 日	１２月２９日から翌年１月３日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	公益財団法人姫路市文化国際交流財団
指 定 期 間	令和３年 ４月 １日 ～ 令和６年 ３月３１日（３年間） 更新済み
管理運営業務	使用許可に関すること 使用料の徴収、減免及び還付に関すること キャスパホールの施設及び設備の維持管理を行うこと その他キャスパホールの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	６０，８８１，０００円

3 施設の利用状況

	利用日数	利 用 率	利用人数	備 考
ホール	１８６日	５１．７％	３２，４３０人	使用日数 ÷ 使用可能日数 = 利用率

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和 6 年 3 月 2 9 日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

2 月～3 月の 2 カ月間、利用者を対象にアンケート調査を実施した。 施設利用にかかる感想は、「非常に利用しやすい」「利用しやすい」が 8 5 %を超えており、職員の対応についても回答者の 9 割弱が「非常に良かった」「良かった」と回答するなど、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。 一方で使用申請をインターネットで行いたいという要望、ホール老朽化に対する意見があった。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、利用者サービスは適切に提供されていると判断できる。また、キャスパホールの H P や S N S も適宜更新しており、利用者以外への広報にも行えている。 また、市委託事業のほかにさまざまな文化事業を企画運営しており、施設の維持管理についても老朽箇所の点検・修理等を適切に実施している。また、維持管理に関しては定例の報告に加え、文化国際課職員が立ち寄った際に管理者側から情報提供を行うなど、連携もうまく取れている。 利用者の意見を反映し、適切な運営を行っていることから、指定管理者としての責務を果たしているといえる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市民プラザ
所 在 地	姫路市本町６番地２９０
担 当 課	観光スポーツ局 観光文化部 文化国際課
設 置 目 的	市民の文化及びスポーツ等の振興を図り、市民福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	姫路市民ギャラリー 姫路市民アリーナ
開 館 時 間	午前９時から午後９時
休 館 日	１２月２８日から翌年１月４日 イーグレひめじ臨時休館日（１２月を除く各月に１日ずつ）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体
指 定 期 間	令和２年 ４月 １日 ～ 令和７年 ３月３１日（５年間）
管理運営業務	使用許可に関すること 使用料の徴収、減免及び還付に関すること 市民プラザの施設及び設備の維持管理を行うこと。 その他市民プラザの管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	２７，２８３，０００円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
展示室	１，０３８回	９３％	８４，６９７人	
アートホール	４５７回	６７％	１６，０９９人	
市民アリーナ	１，４８６回	９８％	２５，９６０人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年3月28日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

アリーナ、展示室及びアートホールで2カ月間、利用者を対象にアンケート調査を実施した。

施設利用にかかる感想は、「非常に利用しやすい」「利用しやすい」が半数を超えており、職員の対応についても回答者の8割弱が「非常に良かった」「良かった」と回答するなど、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。また、次回も利用したいかとの問いに対しては、無回答を除く回答は全て「ぜひ利用したい」「利用したい」に固まっていた。

要望としては、駐車場料金の減免をしてほしい、HPが分かりにくい、飲食可能な場所が少ない等の意見があった。また、夜間の職員がアリーナ等、使用箇所の忘れ物等の確認をすべきとの意見もあった。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査結果等から、利用者サービスは適切に提供されていると判断できる。ただ、駐車場料金の減免については継続して意見が出ている。

また、展覧会等の自主事業を開催しているほか、施設の維持管理についても老朽箇所の点検や必要に応じた修理等を適切に実施している。

利用者の意見を反映し、適切な運営を行っていることから、指定管理者としての責務を果たしているといえる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路城西御屋敷跡庭園 好古園
所 在 地	姫路市本町６８番地
担 当 課	観光経済局姫路城総合管理室
設 置 目 的	姫路城を中心とする特別史跡地にふさわしい庭園として、内外の来訪者に静寂感のある憩いの場を提供し、都市公園姫路公園の新しい魅力を醸成するとともに、城周辺での回遊性を高める拠点的な役割を果たす施設であり、併せて歴史文化の香り高い風格ある都市づくりに寄与する
主 要 施 設	活水軒、潮音斎、双樹庵、渡り廊下、庭園（御屋敷の庭等）、管理事務所、他
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	１２月２９日、３０日 ８月１５日（台風７号により閉園）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和 ３ 年 ４ 月 １ 日 ～ 令和 ６ 年 ３ 月 ３ １ 日
管理運営業務	・入園料の徴収、減免及び還付に関すること ・好古園の施設及び設備の維持管理を行うこと ・その他、好古園の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	１ ９ ０ ， １ ０ ４ ， ０ ０ ０ 円

3 施設の利用状況

	令和４年度	令和５年度	増減率	備 考
年間入園者料	４ ０ ５ ， １ ０ ８ 人	５ ３ ０ ， ２ ９ ５ 人	１ ３ ０ ． ９ ％	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年5月18日、令和5年9月28日、令和5年10月25日、令和6年3月1日 < 評価理由と指導・改善状況等 > (○) (○)		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

年4回のアンケートを実施した。

庭園の雰囲気については概ね「満足」の回答であり、活水軒は81%以上、双樹庵は84%以上となり満足度は高いと評価できる。その他、意見・要望等については、「とてもきれいな場所だった」、「違う季節にまた来たい」など満足された意見が多かった。一方、「ベンチを増やしてほしい」、「トイレを増やしてほしい」、「花の名前を表記してほしい」などの意見もあった。

6 総合評価

利用者へのアンケート調査の結果から、利用者の満足度は高く、適切なサービスの提供がなされていると判断できる。アフターコロナにより日本人は新型コロナウイルス感染症前と同等に回復し、外国人は過去最多の20万人を越え、入園者数も53万人を超え過去最多となったなど積極的な情報発信等の結果と評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市体育施設（１２施設）
所 在 地	姫路市中地４５３番地（姫路市立総合スポーツ会館） 姫路市西延末９０番地（姫路市立中央体育館） 姫路市花田町加納原田８１３番地（姫路市立球技スポーツセンター） 姫路市飯田５４０番地（姫路市立姫路球場） 姫路市豊富町豊富３９１０番地１（姫路市立豊富球場） 姫路市飾磨区中島２５５８番地（姫路市立中島野球場） 姫路市白浜町灘浜８番地（姫路市立灘浜野球場） 姫路市広畑区鶴町一丁目５６番地（姫路市立広畑野球場） 姫路市白浜町甲９１２番地１（姫路市立白浜新開野球場） 姫路市林田町上構３４３番地２（姫路市立林田グラウンド） 姫路市中地３７７番地１（姫路市立陸上競技場） 姫路市増井新町二丁目１２番地（姫路市立花北体育館）
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	競技場・武道場・プール・野球場・球技場・テニスコート・グラウンド・多目的広場・陸上競技場ほか
開 館 時 間	屋内施設は午前９時から午後９時まで 屋外施設は午前９時から午後５時まで （ただし、ナイター設備のある施設は午後９時まで）
休 館 日	１２月２８日から１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和３年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（３年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第２０条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	３５８，０５８，０００円

3 施設の利用状況

(1) 総合スポーツ会館

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	9 , 1 0 9 回	7 0 . 7 %	7 2 , 4 6 5 人	個人使用・教室を含む
柔道場	2 , 3 0 6 回	2 6 . 8 %	1 8 , 8 2 2 人	個人使用・教室を含む
弓道場	5 0 8 回	1 1 . 8 %	7 , 8 8 2 人	個人使用・教室を含む
温水プール	1 2 , 1 0 3 回	4 0 . 2 %	7 5 , 7 6 5 人	個人使用・教室を含む
剣道場	2 , 7 6 8 回	3 2 . 2 %	1 9 , 5 1 8 人	個人使用・教室を含む
卓球場	-	-	1 8 , 4 0 1 人	個人使用のみ
トレーニング ルーム	-	-	1 1 , 3 1 7 人	個人使用、教室使用

(2) 中央体育館

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
第一競技場	8 , 8 3 6 回	6 9 . 5 %	1 1 2 , 2 5 8 人	個人使用・教室を含む
第二競技場	2 , 9 0 4 回	6 8 . 6 %	6 2 , 0 0 3 人	個人使用・教室を含む
相撲場	2 8 2 回	6 . 7 %	6 , 8 6 0 人	個人使用を含む

(3) 球技スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
球技場	2 , 9 8 5 回	5 2 . 1 %	4 2 , 9 8 1 人	
野球場	6 0 6 回	2 8 . 3 %	8 , 2 9 0 人	
テニスコート	6 , 4 9 3 回	3 7 . 8 %	1 8 , 4 5 1 人	6 面分
多目的広場	1 , 7 6 8 回	3 0 . 9 %	2 1 , 4 7 5 人	

(4) 陸上競技場

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	8 8 8 回	3 1 . 0 %	8 1 , 8 5 6 人	個人使用含む

(5) 野球場及びグラウンド(姫路球場ほか6施設)

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
野球場	9 , 0 0 5 回	3 4 . 6 %	1 3 4 , 5 9 3 人	

(6) 花北体育館

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	3 , 2 0 6 回	8 0 . 7 %	2 6 , 4 2 1 人	個人使用・教室を含む
多目的ルーム	1 , 1 5 4 回	2 6 . 9 %	4 , 6 4 4 人	個人使用・教室を含む
トレーニング ルーム	-	-	3 , 4 4 3 人	個人使用のみ

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	B
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 評価理由と指導・改善状況等 > 体育施設使用料還付事務において、還付理由の根拠条項の選択に誤りがあった。改善を指示。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年1月15日から2月29日にかけて、6施設（総合スポーツ会館、中央体育館、球技スポーツセンター、花北体育館、姫路球場、豊富球場）にてアンケート調査を実施した。

受付職員の対応について、「満足」、「やや満足」で約85%、スポーツ教室の指導内容について、「満足」、「やや満足」で約88%との回答を受けているため、利用者の満足度は比較的高いと評価できる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

また、姫路市体育協会と連携して、利用者ニーズに合わせた幅広い教室事業を行うなど、施設の効率的な利用と自主財源の確保に積極的に努めていること等を総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営はおおむね良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	田寺・網干・広畑テニスコート
所 在 地	姫路市田寺東二丁目１２番１号 （姫路市立田寺テニスコート） 姫路市網干区新在家１３２０番地４ （姫路市立網干テニスコート） 姫路市広畑区鶴町二丁目３８番地 （姫路市立広畑テニスコート）
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	テニスコート
開 館 時 間	午前９時から午後５時まで
休 館 日	１２月２８日から１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和２年４月１日 ～ 令和７年３月３１日（５年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第２０条各号に規定する事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・体育施設及びその設備の維持管理を行う事 ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認める事
指定管理料	９，７１２，０００円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
田寺 テニスコート	１１，５８４回	６９．１％	３６，２３３人	６面分
網干 テニスコート	４，８０９回	４２．０％	１２，２８４人	４面分
広畑 テニスコート	１２，２２６回	４２．７％	３５，３２２人	１０面分

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月16日～3月7日にかけて、アンケート調査を実施した。 施設の満足度及びスタッフの対応の、「大変良い」、「良い」を合わせた割合として、3施設の平均が85％程度の回答を得ており、総合的な利用者の満足度は高い。
--

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。 早朝テニスやテニス教室、姫路市の農産物PRを絡めた大会等の自主事業が好評を得るなど、テニスの初心者から熟練者まで満足できる工夫が施されている。また、住宅街にあるテニスコートについては、騒音で近隣に迷惑をかけないことに注力するなど、総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。
--

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	飾磨体育館
所 在 地	姫路市飾磨区細江１０４番地３
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	競技場
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	１２月２８日から１月４日まで

2 指定管理者

指定管理者	株式会社オーエンス
指 定 期 間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第２０条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	６，０４８，７６２円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	５，７２６回	６６．６％	２１，８３７人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（ ）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（ ）		A
	・環境への配慮を行っているか（ ）		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年11月1日～11月30日にかけて、アンケート調査を実施した。

スタッフの印象に関する満足度では「良い印象」、「やや良い印象」、「どちらかといえば良い印象」の回答が約97%あり、総合的な満足度では「自分はぜひ利用したいと思うし、ほかの人にも教えてあげたいと思う」、「自分がぜひ利用したいと思う」、「機会があれば利用したいと思う」の回答の合計が約99%となっており、非常に高い評価となっている。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

利用者のスタッフへの印象も良い印象を抱いている意見が多く、利用率が維持されていることなどから総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	夢前・香寺総合公園・安富スポーツセンター
所 在 地	姫路市夢前町神種１０４２番地（姫路市立夢前スポーツセンター） 姫路市香寺町行重３３５番地（姫路市立香寺総合公園スポーツセンター） 姫路市安富町安志６７３番地３（姫路市立安富スポーツセンター）
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	体育館・グラウンド・テニスコート・野球場・武道館・多目的広場ほか
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	１２月２８日から１月４日まで

2 指定管理者

指定管理者	株式会社オーエンス
指 定 期 間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第２０条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	５８，８０７，０００円（利用料金制）

3 施設の利用状況

（１）夢前スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
体育館	２，６５８回	３１．０％	９，０６８人	個人使用を含む
柔道場	１８３回	４．３％	１，５８０人	個人使用を含む
剣道場	４８回	１．１％	４８５人	個人使用を含む
多目的ホール	７５回	１．８％	８５２人	個人使用を含む
グラウンド	２，８５４回	３３．３％	２４，９７７人	
テニスコート	１６７回	３．９％	２０３人	１面分

（２）香寺総合公園スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
競技場	４，７６９回	５５．５％	２８，３０９人	個人使用を含む

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
グラウンド	2,862回	33.3%	20,407人	
武道場	965回	22.6%	8,822人	個人使用を含む
柔道場	973回	23.5%	8,494人	個人使用を含む
野球場	842回	24.0%	15,175人	
テニスコート	4,764回	22.2%	9,908人	4面分、壁打ち
多目的広場	4,820回	56.1%	35,595人	
卓球場	-	-	3,070人	個人使用のみ
トレーニング ルーム	-	-	5,120人	個人使用のみ

(3) 安富スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
グラウンド	2,064回	24.2%	7,708人	
テニスコート	1,759回	20.6%	4,358人	
多目的広場	740回	17.3%	5,071人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()		A
	・環境への配慮を行っているか ()		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()		A
	・人材の育成体制は整備されているか ()		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()		A

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年9月1日～9月30日にかけて、アンケート調査を実施した。

スタッフの評価では「満足」、「やや満足」の合計がともに約97%、総合的な満足度では、「満足」、「やや満足」の合計が96%以上となっており、利用者からの総合的な満足度は非常に高いものとなっている。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

民間独自のノウハウを活用し、新たな自主事業を提案するなど利用者増に向けた工夫を凝らしており、施設の修繕も積極的に行っていることなどから総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	香寺温水プール
所 在 地	姫路市香寺町香呂 2 3 9 番地 1
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	公認プール（25m×6コース）及び可動床プール（25m×3コース）
開 館 時 間	午前 9 時 3 0 分から午後 9 時まで（日曜日は、午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで）
休 館 日	月曜日及び 1 2 月 2 8 日から 1 月 4 日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日（5 年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第 2 0 条各号に規定する事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	1 3 , 8 2 7 , 0 0 0 円（利用料金制を採用しているが、大規模改修中の減収相当額を指定管理料として支出。）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
温水プール	-	-	3 8 , 4 6 7 人	1 0 月～2 月は大規模改修のため臨時休館

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（ ）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（ ）		A
	・環境への配慮を行っているか（ ）		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。（ ）		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か（ ）		A
	・人材の育成体制は整備されているか（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年3月5日～令和6年3月31日にかけて、アンケート調査を実施した。

今回は施設大規模改修により水泳教室の他施設への振替を行ったため、水泳教室会員向けのアンケートは実施せず、一般利用者及び短期水泳教室参加者向けのアンケートを実施した。

一般利用者については、窓口の対応については約87%から「満足」「やや満足」、施設については80%から「満足」「やや満足」、短期教室参加者については、全ての回答者から「大変満足」「満足」との回答を受けており、利用者の満足度は良好であると考えます。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、概ね適切に管理運営が行われていると判断できる。

自主事業の水泳教室事業は多くの受講者があり、民間のノウハウが十分に生かされ、利用者数や収益を増やして独立採算制を維持していることは評価でき、総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	家島 B & G 海洋センター外 3 施設
所 在 地	姫路市家島町真浦 1 7 3 2 番地 7 3 （姫路市家島 B&G 海洋センター） 姫路市家島町真浦 1 7 3 2 番地 6 3 （姫路市立家島運動広場） 姫路市家島町坊勢 7 0 0 番地 2 4 （姫路市立坊勢スポーツセンター） 姫路市家島町坊勢 7 6 8 番地 （姫路市立坊勢運動広場）
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	グラウンド・プール・テニスコート・体育館・多目的広場・艇庫ほか
開 館 時 間	午前 9 時から午後 9 時まで
休 館 日	1 2 月 2 8 日から 1 月 4 日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	家島坊勢スポーツ & マリンライフマネジメント共同事業体
指 定 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日（3 年間）
管 理 運 営 業 務	姫路市体育施設条例第 2 0 条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指 定 管 理 料	9 2 , 3 2 6 , 5 0 0 円（利用料金制）

3 施設の利用状況

（１）家島 B & G 海洋センター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
体育館	3 2 1 回	4 . 4 %	2 , 2 5 0 人	個人使用・教室を含む
多目的ルーム	8 3 回	2 . 3 %	9 7 3 人	個人使用・教室を含む
温水プール	1 , 4 4 8 回	1 1 . 2 %	2 , 6 1 9 人	個人使用・教室を含む 8 ～ 1 2 月はプール棟 改修工事のため使用不可
艇庫	-	-	8 9 6 人	個人使用のみ

（２）家島運動広場

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
テニスコート	3 0 5 回	4 . 2 %	1 , 3 7 5 人	
グラウンド	3 3 6 回	9 . 1 %	3 , 7 6 5 人	

(3) 坊勢スポーツセンター

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
体育館	5 6 3 回	7 . 6 %	5 , 4 8 1 人	個人使用・教室を含む
多目的ルーム	4 9 回	1 . 3 %	6 3 8 人	個人使用・教室を含む
温水プール	2 , 5 3 6 回	1 1 . 5 %	8 , 9 1 8 人	個人使用・教室を含む
テニスコート	1 3 7 回	1 . 9 %	3 1 2 人	
グラウンド	1 9 6 回	5 . 3 %	2 , 2 4 1 人	

(4) 坊勢運動広場

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
グラウンド	0 回	0 %	0 人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()		B
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()		B
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()		A
	・環境への配慮を行っているか ()		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()		B
	・人材の育成体制は整備されているか ()		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()		A

< 実地調査日 >

令和 5 年 5 月 2 3 日、令和 5 年 6 月 2 1 日

< 評価理由と指導・改善状況 >

指定管理者制度導入初年度であることが主な理由で、指定管理者代表団体と構成員が連携して行う事業の一部が実施できていない。実施するよう指導を行い、指定管理者内で調整中。

指定管理者制度導入初年度であることが主な理由で、提案のあった自主事業の一部が未実施である。実施するよう指導を行い、令和 6 年度より提案通り実施予定。

年度当初について、提案にあった配置スタッフ人数が配置されておらず、事務業務の停滞がみられた。改善を求め、現在は改善されている。

市評価：A (良好) B (一部不適) C (不適)

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

家島施設については令和6年2月24日～3月31日にかけて、坊勢施設については、令和6年1月5日～3月31日にかけて、アンケート調査を実施した。

家島施設については、施設を利用した感想として全ての回答者が「良い」「普通」と回答しており、スタッフの対応についても全ての回答者が「良い」「普通」と回答している。坊勢施設については、施設を友達や家族に薦めたいかとの問いに好意的な回答が寄せられている。よって、総合的な利用者の満足度は概ね高いといえる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、概ね適切に管理運営が行われていると判断できる。

指定管理者制度導入初年度であることから、年度当初の事務業務の停滞は見られたものの、現在はほとんど解消されている。また、民間ノウハウの導入が図られたことにより、教室事業が充実したことに対する評価も聞かれた。総合的に判断して、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	手柄山温室植物園
所 在 地	姫路市手柄 9 3 番地
担 当 課	観光経済局手柄山中央公園整備課 緑の相談所
設 置 目 的	市民の植物に対する知識の普及を図るとともに、市民に憩いの場を提供する。
主 要 施 設	大温室、小温室、サギソウ栽培温室、ロックガーデン
開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで
休 館 日	金曜日（金曜日が休日のときは、その前日） 12月29日から1月1日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日
管理運営業務	入園料の徴収、減免及び還付に関すること 温室植物園の施設及び設備の維持管理を行うこと 姫路市立手柄山温室植物園条例第 2 条の 2 各号に掲げる次の事業を行うこと ・植物の育成、栽培及び展示を行うこと ・植物に関する資料を収集し、及び作成すること ・植物に関する展示会、講習会等を開催すること ・その他温室植物園の設置の目的を達成するために必要な事業
指定管理料	68,487,000円

3 施設の利用状況

	R 5 入園者数	R 4 入園者数	増減率	備 考
年間入園者数	42,523人	34,809人	22.2%	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月9日他 日頃の業務の中で月に2～3回程度施設を訪れており、その都度施設の状況や職員の様子を観察している。 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

アンケートコーナーを設置しており、令和5年度は987件を回収した。好意的な意見が多く、アンケートの質問に5段階の評価があり、特別展示、常設展示についてそれぞれ「非常によい」が67.5%、52.5%。「よい」が21.6%、32.6%だった。批判的な意見としては、坂道がしんどい、駐車場が遠いなど施設面の意見があった。

6 総合評価

施設が小規模であるうえ、開園後40年超が経過して老朽化が著しい中で、修繕が必要な箇所が年々増加している。令和5年度はNHK朝ドラに取り上げられた「牧野富太郎ゆかりの植物展」が好評で入園者数、入園料共に大きく増加した。

より魅力のある植物園づくりをしようという意識が随所に見られ、アンケート調査の結果からも利用者の満足感につながっている。また、希少種の調査、保存等の調査・研究も継続的に実施し、展示会の開催等啓発も行っており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路みなとドーム
所 在 地	姫路市飾磨区細江１２２８番地２
担 当 課	観光経済局 商工労働部 産業振興課
設 置 目 的	スポーツ・レクリエーションが楽しめ、展示会やイベントにも利用できる場を提供することにより、姫路港の活性化を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
主 要 施 設	アリーナ、第１ミーティング室、第２ミーティング室、更衣室、シャワー室
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	・毎月第２火曜日（ただし、該当の火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日等） ・１２月２８日から翌年１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）
管理運営業務	・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・ドームの施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、ドームの管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	２４，９９３，０００円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
アリーナ	６，７５４回	８２％	２２，６２１人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（ ）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月19日、5月26日、6月28日、7月19日、8月23日、9月21日、10月19日、11月27日、12月21日、令和6年1月17日、2月20日、3月15日 上記のほか、毎月の月例報告の際に業務内容のヒアリングを行い、実施確認を行っている。 < 評価理由と指導・改善状況等 > () () () 新型コロナウイルス感染症による規制が緩和され、感染症対策の変化や、ドームの利用率の上昇に対して、問題なくスムーズに対応することができた。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年12月8日から翌月19日にかけて、施設利用者（一般スポーツを主とする）計104人からアンケートの結果を得た。

総合的な満足度（満足とやや満足の割合）は77.1%、総合的な不満度（不満とやや不満の割合）は2.8%であり、昨年度の同種調査結果よりも良好な結果である。

不満・やや不満の割合が高い項目としては、「アリーナ人工芝」「明るさ」が挙げられる。

一方、「施設利用のしやすさ」「館内利用方法のわかりやすさ」「職員の接遇、説明のわかりやすさ」「設備、備品の清掃、手入れ」等については高い満足度を得ている。

6 総合評価

新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなり、施設の稼働率が感染症拡大以前に回復しつつある中、施設利用や職員の接遇について利用者の満足度が高いことから、丁寧な対応が実施されていることが伺える。

また、施設の維持管理についても、設備点検や備品修復など適切に実施されており、指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価できる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市勤労市民会館
所 在 地	姫路市中地３５４番地
担 当 課	観光経済局 商工労働部 労働政策課
設 置 目 的	勤労市民の文化と教養の向上及び福祉の増進に寄与する。
主 要 施 設	１階 ロビー、管理事務所、展示室 ２階 会議室（１室） 料理教室 ３階 会議室（４室） 和室（２室） 茶道教室、音楽教室、談話コーナー ４階 大会議室、会議室（２室）
開 館 時 間	午前９時から午後１０時まで
休 館 日	毎週火曜日（火曜日が休日に当たるときはその翌日、火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した最後の休日の翌日） １２月２８日から翌年１月３日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	株式会社ビケンテクノ
指 定 期 間	平成３１年 ４月 １日 ～ 令和 ７年 ３月３１日（６年間）
管理運営業務	姫路市勤労市民会館条例第２２条各号に規定する事業 ・使用許可に関すること。 ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ・会館の施設及び設備の維持管理を行うこと。 ・その他、会館の管理に関し市長が必要と認めること。
指定管理料	４１，７８７，５０７円

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
大会議室	２９５回	３１．９％	２９，６２９人	
第１会議室	２７１回	２９．３％	４，７５３人	
第２会議室	１９５回	２１．１％	２，５１５人	
第３会議室	２８２回	３０．５％	５，２１５人	
第４会議室	３３０回	３５．７％	５，３５６人	
第５会議室	２７３回	２９．５％	２，４１９人	
第６会議室	３１４回	３４．０％	１１，９３１人	
第７会議室	２９４回	３１．８％	９，８０３人	
第１和室	２４３回	２６．３％	２，９７５人	

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
第2和室	158回	17.1%	1,535人	
茶華道教室	254回	27.5%	2,738人	
料理教室	93回	10.1%	2,908人	
音楽教室	43回	4.7%	697人	
展示室	98回	10.6%	16,053人	
合 計	3,143回	24.3%	98,347人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()		A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()		A
	・環境への配慮を行っているか ()		A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()		A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()		A
	・人材の育成体制は整備されているか ()		A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()		A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()		A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()		A
< 実地調査日 > 令和5年5月17日、7月4日、10月23日、11月7日、12月24日、令和6年2月5日 < 評価理由と指導・改善状況等 > () 今ある施設を漫然と管理運営するだけでなく、利用者ニーズを把握し施設の効用を最大限発揮するよう努めている。			

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年1月10日から令和6年2月9日までアンケート調査を実施した。 駐車場が少ないことや施設設備（空調）に対する意見があったものの、窓口対応への評価など、利用者の満足度は全体的に高く、概ね良好と解する。
--

6 総合評価

丁寧な窓口対応などで全般的に利用者の満足度が高くなっており、適切な利用者サービスを提供できていると判断できる。施設の維持管理についても、空調設備の運転を気温や利用状況に応じて変更するなど、エネルギー面にも配慮した効率的な運営を行う等、適切に実施している。

隣接施設との調整や受動喫煙防止及び新型コロナウイルス関係の対応など適切に行い、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	キャスパ地下駐車場
所 在 地	姫路市西駅前町 8 8 番地
担 当 課	都市局 まちづくり部 都市計画課
設 置 目 的	中心市街地における自動車の駐車需要に応じ、道路環境の改善と市民生活の利便を図る。
主 要 施 設	平面駐車場 駐車可能台数 1 2 4 台
開 館 時 間	午前 7 時から午後 1 1 時
休 館 日	無休（ただし、駐車場の補修その他特に必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止する）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	タイムズ・日本管財グループ共同事業体
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日
管理運営業務	・駐車場の運営に関する業務 ・駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	3 5 , 0 2 8 , 2 9 1 円

3 施設の利用状況

	利用台数
令和 5 年度	1 9 3 , 6 7 6 台

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	-

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和 6 年 3 月 7 日 < 評価理由と指導・改善状況等 > -		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

指定管理者は令和 6 年 2 月 2 8 日～令和 6 年 3 月 2 9 日の間に対面方式でアンケート調査を実施し、119 通の回答を得た。

係員のサービス・接客態度について、「悪い」の回答はなく良好であり、全体の満足度についても「満足」・「普通」が 97%を超え、利用者からは一定の評価を得ているものと思われる。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等から、利用者サービスは適切に提供できていると判断できる。全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	大手前地下駐車場
所 在 地	姫路市本町、西二階町及び白銀町
担 当 課	建設局 道路管理部 道路総務課
設 置 目 的	中心市街地における道路交通の円滑化と都市機能充実を図る
主 要 施 設	平面駐車場 駐車可能台数 １５３台
開 館 時 間	午前７時から午後１１時
休 館 日	無休（ただし、駐車場の補修その他特に必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止する）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	タイムズ・日本管財グループ共同事業体
指 定 期 間	令和４年４月１日～令和９年３月３１日（５年間）
管理運営業務	・駐車場の運営に関する業務 ・駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	３５，６５５，６６６円

3 施設の利用状況

	利用台数
令和５年度	５９，３８９台

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）	B
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（ ）	—
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（ ）	B
	・環境への配慮を行っているか（ ）	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。（ ）	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	B
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年7月6日、同年8月31日、同年10月12日、同年12月14日、令和6年1月12日、同年2月1日、同年3月1日、同月21日 < 評価理由と指導・改善状況等 > () 清掃が不十分で、汚れが取れていない箇所があり、改善と履行確認の徹底を指導した。 () 駐車できない車両について、監視室の職員が条例・規則の内容を十分に理解しておらず、利用者に間違った説明を行うなど、適切な苦情対応ができておらず、改善を指導した。 () 事故や不具合の対応について、指示を待つことなく対応すべき緊急性のある事案にもかかわらず、本市の指示を待ってから対応した事案があり、緊急時の体制や対応方法の指導を行った。また、緊急時の連絡網の作成や体制を強化するよう指導した。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月3日から同年3月29日にかけて、利用者を対象としたアンケートを実施し、101人から回答を得たが、場内の清掃や、係員のサービス・接客態度について概ね良好であった。

施設や設備について、トイレの洋式化や老朽化を指摘する意見があり、修繕等を適切に行う必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査の結果等から、利用者サービスは適切に提供できていると判断できる。

また、令和5年度の施設利用台数は令和4年度と比較して約3,800台増加し、料金収入も約500万円増加しており、全体として指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市道路附属物自転車等駐車場（４施設）
所 在 地	姫路市南町（姫路駅前中央地下駐輪場） 姫路市西駅前町（姫路駅西地下駐輪場） 姫路市白銀町及び西二階町（大手前地下駐輪場） 姫路市御国野町御着３２３番地５（御着駅前自転車置場）
担 当 課	建設局 道路管理部 道路総務課
設 置 目 的	駅周辺道路等における放置自転車の抑制と、自転車利活用の推進を図るため
主 要 施 設	姫路駅前中央地下駐輪場 地下式駐輪場 自転車・原付２，０１７台収容 姫路駅西地下駐輪場 地下式駐輪場 自転車・原付８０４台収容 大手前地下駐輪場 地下式駐輪場 自転車・原付３６９台収容 御着駅前自転車置場 平面式駐輪場 自転車・原付・自動二輪６５０台収容
開 館 時 間	姫路駅前中央地下駐輪場 午前４時３０分から翌日午前１時３０分 姫路駅西地下駐輪場 午前４時３０分から翌日午前１時３０分 大手前地下駐輪場 午前７時から午後１０時 御着駅前自転車置場 午前６時から午後１０時（入退場は２４時間可能）
休 館 日	無休（ただし、自転車等駐車場の補修その他特に必要があるときは、自転車等駐車場の全部又は一部の供用を休止する）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	センターパーキング姫路
指 定 期 間	令和４年４月１日 ～ 令和９年３月３１日
管理運営業務	・ 自転車等駐車場の運営に関する業務 ・ 自転車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ その他、自転車駐車場の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	令和４年度：８６，２０３，０５０円 （内１，４１４，０５０円は燃料費高騰にかかる補正） 令和５年度：８０，５６３，６２２円 （内５７８，６２２円は燃料費高騰にかかる補正） 令和６年度：８２，７３９，０００円（予定） 令和７年度：８２，００９，０００円（予定） 令和８年度：８３，０２３，０００円（予定）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	備 考
姫路駅前中央地下駐輪場	5 8 5 , 8 0 3 台	7 8 . 7 %	定期利用者を含む
姫路駅西地下駐輪場	2 7 9 , 2 9 4 台	9 3 . 9 %	定期利用者を含む
大手前地下駐輪場	6 5 , 0 3 6 台	4 7 . 8 %	定期利用者を含む
御着駅前自転車置場	1 6 8 , 8 4 4 台	7 2 . 0 %	定期利用者を含む

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年：5月30日、6月26日、9月25日、10月5日、11月30日、12月14日 令和6年：2月20日 < 評価理由と指導・改善状況等 >		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

11月に利用者アンケート(配布数1,861、回収461)を行ったところ、高評価の割合が、
 接遇態度については78.4%、満足度については72.6%、設備・運営については70.9%
 に上るなど、利用者から非常に高い評価を得られていた。一方、低評価については数%にとどま
 っており、指定管理者に関する苦情等も好意的意見に比べて非常に少ないことなどから、利用者の満
 足度は相当高いものと思われる。

6 総合評価

従業員による利用者への積極的な声掛けや清掃、また、感染対策等の適切な実施により、気持ちよく利用できる施設となっている。加えて、電動空気入れの設置や自転車無料点検の実施のほか、近年増加する電動自転車を想定した平置きスペースの増設といった利用者満足度を高める工夫を手間も惜しまず実施しており、利用者からも好評を得ている。

新型コロナ感染症の影響により落ち込んでいた利用者数については、前年に引き続きすべての駐輪場が回復傾向にあり、4施設合計の利用率としては早くもコロナ禍前の水準に戻っている。この結果については、コロナ禍でもサービスの質を落とさずに工夫を重ねてきた指定管理者の努力も一定以上反映されたものと考えられる。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市自然観察の森
所 在 地	姫路市太市中９１５番地６
担 当 課	建設局公園部公園緑地課
設 置 目 的	身近な自然環境の中で昆虫、野鳥等の小動物及び植物と触れ合い、これらの観察を通じて自然への理解を深め、もって自然保護思想の普及及び向上を図る。
主 要 施 設	ネイチャーセンター、ネイチャートレイル（自然観察路）、観察小屋、四阿（あずまや）、展望デッキ、芝生広場、便所、駐車場、北山管理棟、相野ポンプ場、車庫、管理用通路
開 館 時 間	午前９時から午後４時３０分
休 館 日	・月曜日（月曜日が休日に当たるときはその翌日、月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した最後の休日の翌日） ・１２月２８日から翌年１月４日

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和２年４月１日 ～ 令和７年３月３１日
管理運営業務	・姫路市自然観察の森条例第３条各号に規定する事業 ・自然観察その他自然に親しむ学校教育及び社会教育活動の指導及び啓蒙 ・自然環境の調査及び研究 ・自然保護活動の育成及び指導 ・自然観察の森の施設及び設備の維持管理業務 ・その他、自然観察の森の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	４０，９１５，０００円

3 施設の利用状況

館内	７，７７９人			
	一般利用	３，７８４人	大人	４，３５７人
	行事利用	１，３７７人	中学生	１０７人
	団体利用	２，６０８人	小学生	２，８１８人
	視察	１０人	幼児	４９７人
館外	２７，０３２人			
合計	３４，８１１人			

4 指定管理業務の実施状況

指定管理業務の実施項目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月14日、4月18日、7月3日、7月7日、9月27日、11月27日 令和6年1月16日、3月7日、3月11日、3月24日 < 評価理由と指導・改善状況等 > (,) 伐採した木材や竹を利用した自主事業等を行い、効率化や環境への配慮を図っている。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

1年を通じて施設内の四阿や管理棟に設置したアンケート用紙にて293名の回答を得た。施設の総合評価は、5段階評価で4.6だった。自然に触れることによる心地よさに対する評価が高い。一方、園路の舗装化や各所へのトイレの設置、東屋やベンチの増設など利便性向上を求める声もある。老朽化した施設について修繕等を適切に行うとともに、自然にどこまで手を加えるのか、本施設の魅力である自然環境に配慮した対応が求められる。

6 総合評価

都市近郊で豊かな自然を体験できる場としてコロナ禍でも利用者を伸ばしていたが、コロナの落ち着きとともに行楽先の選択肢も増え、前年度から入園者が約1割減った。一方、自主事業において館外事業・館内事業ともに本施設の特徴である自然環境を生かした体験型の事業を行うなど、参加者、特に子どもの五感を育む取り組みを行っている。ナラ枯れによる伐採木を薪化し活用するなど、自然を相手に難しい面もある中新しい取り組みを重ねており、指定管理業務は良好であると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	桜山公園
所 在 地	姫路市太市中 9 1 5 番地 5
担 当 課	建設局公園部公園緑地課
設 置 目 的	豊かな自然環境の中でスポーツその他のレクレーションを通じて、健康増進への寄与及び自然環境保護の意識向上を図るため
主 要 施 設	芝生広場、お弁当広場、展望広場、四阿（あずまや）、便所、管理倉庫、園路、駐車場
開 館 時 間	終日
休 館 日	なし

2 指定管理者

指 定 管 理 者	神姫バスグループ共同事業体
指 定 期 間	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
管理運営業務	・ 姫路市立公園条例第 3 3 条の 6 各号に規定する業務 (1) 同条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の許可に関する事 ・ 行為許可 ・ 行為許可の変更 (2) 同条例第 1 6 条第 1 項に規定する (1) に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事 (3) 維持管理業務 (4) その他、桜山公園の管理に関し市長が必要と認める業務
指定管理料	1 0 , 8 4 9 , 0 0 0 円

3 施設の利用状況

	利用人数	備 考
一般利用者（大芝生広場）	5 8 , 5 5 4 人	
一般利用者（遊 具 場）	2 7 , 1 2 0 人	
合 計	8 5 , 6 7 4 人	
団体利用件数	3 5 件	

団体利用人数は大芝生広場利用人数に含む

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和5年4月14日、4月18日、7月3日、7月7日、9月27日、11月27日 令和6年1月16日、3月7日、3月11日、3月24日 < 評価理由と指導・改善状況等 > () 桜山公園で竹あかりをライトアップする新しいイベントが実施される中で、地元自治会と協力し地元名産の竹の間伐材を再利用したり、近隣小学校の児童から作品を募集するなど積極的にイベントに関わっており、地域の住民と密に連携・協働を図っていると考えられる。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

アンケート調査を実施し、206人から回答を得た。総合評価は5段階評価で4.1であり利用者の満足度は高いと考えられる。主な交通手段としては自家用車がほとんどであり、「駐車場を広げてほしい」「公共交通機関でのアクセスを向上してほしい」などのアクセス方法への意見が挙げられている。また、芝生広場に鹿のフンが落ちていることに関する意見も多く、自然を感じながらも快適な空間の提供が課題であると考えられる

6 総合評価

アンケート調査において、「職員対応」「施設の快適性」とも「満足」の回答がほとんどであり、日常の施設管理は非常に良好に行われている。

桜山公園でイベント開催がある際には、駐車誘導の補助をしたり公園占用状況の巡回をしたり、円滑なイベント開催に積極的に協力している。疑念があればすぐに相談するなど責任を持って業務にあたっており、良好に指定管理業務が行われていると評価する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	姫路市立そうめん滝キャンプ場
所 在 地	姫路市砥堀 1 3 6 5 番地 1
担 当 課	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
設 置 目 的	キャンプによる共同生活を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、姫路市立青少年キャンプ場を設置する。
主 要 施 設	テントサイト
開 館 時 間	終日
休 館 日	12月28日から翌年1月4日まで 令和4年5月より休場（令和6年3月末で閉場）

2 指定管理者

指 定 管 理 者	上砥堀自治会
指 定 期 間	平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日
管理運営業務	・設置管理・清掃 ・修繕が必要になった場合の姫路市への連絡 ・災害、事故、犯罪等の発生時の利用者の安全確保及び姫路市への連絡 ・植栽（除草、植木剪定等）管理 ・その他施設の管理に付随する業務
指定管理料	1,330,000円

3 施設の利用状況

なし（令和4年5月より休場、令和6年3月末で閉場したため。）

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	-
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	-
施設の効用を最大限発揮・ 管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	-
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	-
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	-
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	-
	・環境への配慮を行っているか ()	-
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	-
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・人材の育成体制は整備されているか ()	-
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	-
< 実地調査日 > 令和5年5月11日ほか < 評価理由と指導・改善状況等 > 休場により評価できない項目があった。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和5年中は休場の為なし。

6 総合評価

令和4年5月より施設を休場しているが、ナラ枯れによる木々の清掃業務を適切に行い、付近里道への通行者に落枝等による事故もなく、施設廃止まで適正に管理を行った。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	図書館分館及びホール（８施設）
所 在 地	姫路市飾磨区下野田１丁目１番地（飾磨分館、飾磨分館ホール） 姫路市網干区垣内南町１４２９番地６（網干分館、網干分館ホール） 姫路市広畑区正門通三丁目７番地（広畑分館、広畑分館ホール） 姫路市安富町安志１１５１番地（安富分館、ネスパル安富ホール）
担 当 課	教育委員会 生涯学習部 城内図書館
設 置 目 的	資料の閲覧展示・レファレンスや館外貸出、会議室等貸出
主 要 施 設	図書館開架室、おはなし室、貸ホール、貸会議室
開 館 時 間	図書館部分 午前１０時から午後６時まで ホール部分 午前９時から午後９時まで 安富は午後１０時まで
休 館 日	図書館部分 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合火曜日）年末年始、館内整理日 ホール部分 年末年始

2 指定管理者

指 定 管 理 者	光栄産業株式会社
指 定 期 間	令和３年４月１日 ～ 令和８年３月３１日（５年間）
管理運営業務	・姫路市立図書館条例第３条各号に掲げる事業(第１号にあっては図書館資料の収集、分類及び目録の整備を、第３号にあっては自動車文庫の巡回を除く。) ・施設及び設備の維持管理に関すること ・使用許可に関すること ・利用料金の徴収、減免及び還付に関すること ・施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	１３１，１３９，０００円（利用料金制）

3 施設の利用状況

飾磨分館、飾磨分館ホール

	利用回数	利 用 率	備 考
貸出冊数	１７１，８９５冊	—	
ホール	１，６６０回	３８．５％	

網干分館、網干分館ホール

	利用回数	利 用 率	備 考
貸出冊数	1 1 9 , 8 6 8 冊	—	
ホール	1 , 6 8 7 回	1 9 . 6 %	

広畑分館、広畑分館ホール

	利用回数	利 用 率	備 考
貸出冊数	2 3 2 , 1 7 3 冊	—	
ホール	9 8 6 回	2 2 . 9 %	

安富分館、ネスパル安富ホール

	利用回数	利 用 率	備 考
貸出冊数	3 2 , 1 1 4 冊	—	
ホール	1 , 3 4 8 回	2 5 . 0 %	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか (項目)	A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか ()	A
施設の効用を最大限発揮・管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか ()	A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか ()	A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか ()	A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか ()	A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か ()	A
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A
< 実地調査日 > 令和6年2月7日 < 評価理由と指導・改善状況 > () 図書館の運営に当たっては、直営館とサービスを統一するよう、必要に応じて城内図書館に問い合わせを行うとともに、定例の連携会議において確認および情報共有を行っている。 () 仕様に定められた人数以上に人員を配置し、手厚い対応を行っている。		

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

図書館サービスに関する利用者アンケートを実施したところ、回答者253名中、「満足」が138人（55%）、「やや満足」が98人（39%）という結果であった。また、自由記述欄においても肯定的な意見が多く、おおむね利用者が満足するサービスを提供できていると判断される。

6 総合評価

図書館サービスについては、利用者アンケートの結果からみて、利用者が満足できる水準を満たしていると言える。

施設管理については、管理部門に十分な人員を配置して適切な管理に努めるとともに、各種自主事業を企画し、施設の利用者を増やすための施策を実施している。

これらのことから、指定管理者による施設の運営管理は良好であると判断する。

令和５年度 指定管理業務の評価結果

1 施設の概要

名 称	広畑トレーニングルーム
所 在 地	姫路市広畑区正門通三丁目７番地
担 当 課	観光経済局スポーツ振興室
設 置 目 的	市民の保健・体育・スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進に寄与するため。
主 要 施 設	トレーニングルーム
開 館 時 間	午前９時から午後９時まで
休 館 日	１２月２８日から１月４日まで

2 指定管理者

指 定 管 理 者	光栄産業株式会社
指 定 期 間	令和３年４月１日 ～ 令和８年３月３１日（５年間）
管理運営業務	姫路市体育施設条例第２０条各号に規定する事業 ・使用許可に関する事 ・使用料の徴収、減免及び還付に関する事 ・体育施設及びその設備の維持管理を行うこと ・その他、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること
指定管理料	９，７５６，９８３円（利用料金制）

3 施設の利用状況

	利用回数	利 用 率	利用人数	備 考
トレーニングルーム	—	—	８，０９９人	個人使用のみ
多目的ルーム	１，３０９回	３０．５％	８，１０５人	

4 指定管理業務の実施状況

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目			市評価
施設の平等な利用の確保等	・法令等遵守に対する体制・意識を備えているか（項目）		A
	・平等な利用の確保のための取組が行われているか（ ）		A
施設の効用を最大限発揮・管理経費の縮減	・事業計画の内容が適切に実施できているか（ ）		A
	・施設の効用を増進するための創意工夫を行っているか（ ）		A
	・施設を運営するにあたっての効率化への取組を行っているか（ ）		A
	・提案にあった自主事業は適切に実施されたか（ ）		A
	・利用者の要望・意見・苦情等の把握、対応は適切か（ ）		A

指 定 管 理 業 務 の 実 施 項 目		市評価
	・環境への配慮を行っているか ()	A
	・地域の住民や関係団体等との連携・協働が図られているか。 ()	A
安定した施設の管理	・運営体制と人員配置は適切か ()	A
	・人材の育成体制は整備されているか ()	A
	・防犯に対する対策、対応は適切か ()	A
	・事故、災害等緊急時の対策、対応は適切か ()	A
	・個人情報の保護、情報公開は適切に行われているか ()	A

市評価：A（良好） B（一部不適） C（不適）

5 利用者の満足度（アンケート調査結果、利用者意見等）

令和6年2月20日～3月22日にかけて、アンケート調査を実施した。

スタッフの対応については、約98%から「大変良い」「良い」「普通」との回答であり、また、今後の利用については、約98%が「また来たい」「機会があればまた来たい」との回答となっており、総合的な利用者の満足度は高いものとなっている。

一方で、トレーニングマシン、器具の充実等に関する要望が寄せられていたため、今後計画的な整備を検討していく必要がある。

6 総合評価

指定管理業務の実施状況、アンケート調査等を通じて、適切に管理運営が行われていると判断できる。

平成30年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した利用者増に向けた努力を行っており、利用率も指定管理導入後、年々増加していることから、結果として効果が表れてきている。指定管理者による施設の管理運営は良好であると評価する。